

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 8 月31日

【計算期間】 第 1 期（自 平成21年 5 月13日 至 平成22年 2 月28日）

【ファンド名】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
R P Mマネージド・フューチャーズ連動ファンド （償還時豪ドル建元本確保型）
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -
RPM Managed Futures linked Fund (Principal Protected on Maturity in AUD))

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェームズ・グリーン
(James Green)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、
ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman,
KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
同 水 谷 共 宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

（注 1）豪ドルの円貨換算は、平成22年 6 月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 豪ドル＝75.08円）によります。以下同じです。

（注 2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注 4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、3 月 1 日に始まり 2 月末日に終わる期間を指します。ただし、第 1 会計年度は平成21年 5 月13日に始まり平成22年 2 月28日に終了した期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

本書の日付現在、トラストは6つのサブ・ファンドにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。追加のサブ・ファンドは、設立証書により設定することができます。

ファンドの投資目的は、受益者に対し、満期償還日まで（同日を含みます。）受益証券が保有された場合、受益証券の発行手取金のほぼ全額を本社債満期日（以下に定義されます。）に豪ドル建で100%の元本が確保されている特定の社債に投資することを通じて、ケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社として登録された会社である豪ドル建で100%の元本確保がついたRPMSPC エンハンスト・リスク分別ポートフォリオ（以下「RPMファンド」といいます。）の実績に連動するリターンを提供することです。本社債は、クレディ・スイス銀行ロンドン支店（以下「本社債発行体」といいます。）が発行します。

ファンドにおける信託金の限度額は、ありません。

b．ファンドの特色

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立されました。

管理会社および／または管理会社から任命されたいかなる者も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。

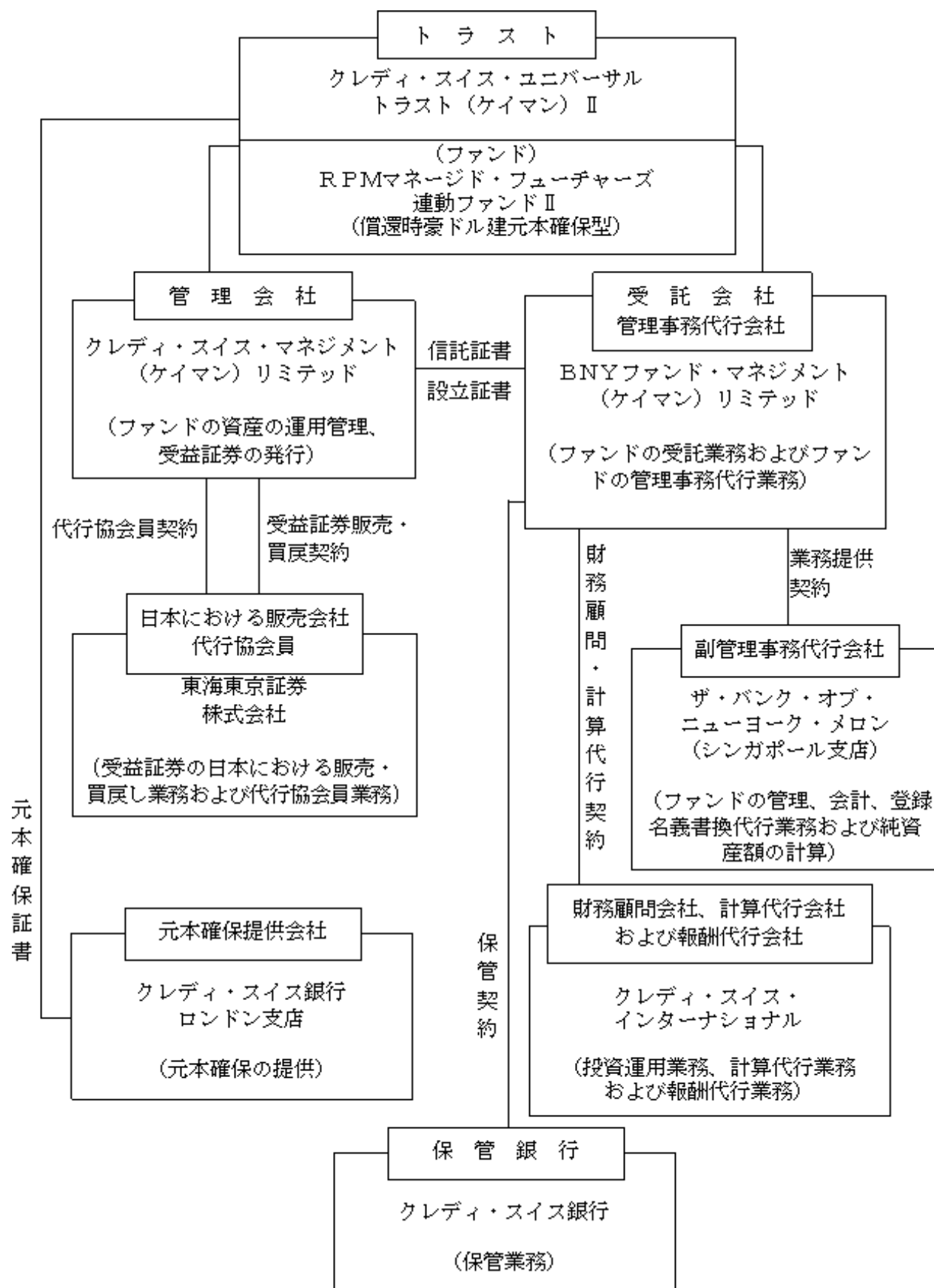
ファンドの各受益者（以下「受益者」といいます。）は、買戻し締切時間までに日本における販売会社または販売取扱会社に申し込むことにより、管理会社に対し、買戻価格によるその受益証券の買戻しを請求することができます。買戻価格は、関連する評価日（平成21年7月（当該月を含みます。）以降平成33年5月（当該月を含みます。）までの各月の最終営業日（土曜日および日曜日を除く東京、ロンドン、シドニー、シンガポールおよびケイマンにおいて銀行が営業している日）および／または管理会社がその裁量により決定する別途の日を言います。以下同じです。）の受益証券1口当たり純資産価格から買戻し手数料を控除した価格として副管理事務代行会社によって計算されます。

（2）【ファンドの沿革】

平成12年1月4日 管理会社の設立
平成19年11月9日 基本信託証書締結
平成20年4月2日 補遺信託証書締結
平成21年5月13日 設立証書締結
平成21年6月23日 ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	平成19年11月9日付で信託証書（平成20年4月2日付補遺信託証書により改定済）および平成21年5月13日付で設立証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行ならびにトラストおよびファンドの終了について規定しています。
BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)	受託会社 管理事務代行会社	平成19年11月9日付で信託証書（平成20年4月2日付補遺信託証書により改定済）および平成21年5月13日付で設立証書を管理会社と締結。上記に加え、トラストおよびファンドの資産の保管について規定しています。
クレディ・スイス銀行 (Credit Suisse AG)	保管銀行	平成21年6月23日付で保管契約 ^(注1) を受託会社と締結。保管銀行の責任について規定しています。
東海東京証券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	平成21年5月13日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注2) を締結。代行協会員業務について規定しています。 平成21年5月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注3) を締結。販売業務の提供について規定しています。
クレディ・スイス銀行 ロンドン支店 (Credit Suisse AG, London Branch)	元本確保提供 会社	平成21年6月23日付で元本確保証書 ^(注4) に署名。受益証券の投資元本の確保について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	財務顧問会社 および計算代 行会社 報酬代行会社	平成21年6月23日付で受託会社との間で財務顧問・計算代行契約 ^(注5) を締結。本社債への投資運用および計算代行業務について規定しています。 平成21年6月23日付で管理会社および受託会社との間で報酬代行会社任命契約 ^(注6) を締結。ファンドの設立費用および運営費用の支払代行業務について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン (シンガポール支店) (The Bank of New York Mellon, Singapore Branch)	副管理事務代 行会社	平成18年9月4日付で業務提供契約 ^(注7) を受託会社と締結。ファンドの管理、会計、登録名義書換代行業務および純資産額の計算について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管銀行が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注3）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令、規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

- （注４）元本確保証書とは、受益者のために元本確保提供会社が署名した、受益証券についての投資元本確保のための証書です。
- （注５）財務顧問・計算代行契約とは、受託会社と財務顧問会社および計算代行会社との間で締結された、ファンドの投資運用および計算代行業務について規定した契約です。
- （注６）報酬代行会社任命契約とは、管理会社および受託会社と報酬代行会社との間で締結されたファンドの設立費用および運営費用の支払代行業務について規定した契約です。
- （注７）業務提供契約とは、受託会社と副管理事務代行会社との間で締結された、ファンドの会計、登録名義書換代行業務および純資産額の計算を行うことを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management (Cayman) Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法に基づき設立されました。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
3. 資本金の額	管理会社の平成22年６月末日現在の資本の額は、額面１米ドルの株式575,000株に分割される575,000米ドル（約5,088万円）です。	
4. 沿革	平成12年１月４日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、セントラル、コンノート・プレイス8番、ツー・エクス チェンジ・スクエア45/F）	575,000株 （100％）

（注）米ドルの円貨換算は、平成22年６月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝88.48円）によります。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうのために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないことまたは履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法(2008年改訂)
 - ・マネー・ロンダリング防止規則(2009年改訂)
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

ファンドは毎年8月末日までには当該年の2月末日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、平成22年2月28日以降毎年2月末日に終了します。監査済み財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計方針に従って作成され、可能な限り速やかに、かついかなる場合にも各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付されます。未監査の半期財務書類は、可能な限り速やかに、かついかなる場合にも毎年8月31日から2か月以内に受益者に送付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、トラストの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は(認可された投資信託管理会社として)、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。従って、ファンド(および受託会社)は、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書および募集関連書類(およびその変更)および監査済年次財務諸表を提出しなければなりません。

規制された投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制された投資信託が、特にその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資戦略

受益証券の発行手取金のほぼ全額(発行額73,696,500豪ドルの99.57%)が、本社債に投資されました。本社債は平成33年6月24日に予定されている本社債満期日(以下「本社債満期日」といいます。)まで保有されると想定されています。本社債は、豪ドル建の100%の元本が確保され、RPMファンドの実績に連動するリターンを支払います。

発行手取金の残額(発行額73,696,500豪ドルの0.43%)は、設立手数料として報酬代行会社に対して支払われ、その中から報酬代行会社がファンドの設立費用を支払いました。

本社債への投資を通じ、ファンドは国際的な先物市場へのエクスポージャーおよびRPMファンドに対し、投資運用を行う会社としてRPMファンドに業務を提供しているRPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメント(RPM Risk & Portfolio Management Aktiebolag)(以下「RPM マネジャー」といいます。)が選定した一連のトレーディング・アドバイザーに対するエクスポージャーを受益者に提供することになります。選定されたトレーディング・アドバイザーは、国際的な先物市場に投資し、通常「マネージド・フューチャーズ」マネジャーと呼ばれます。RPMファンドおよびRPMマネジャーについての詳細は下記「RPM SPC エンハンスド・リスク分別ポートフォリオ」の項に詳述されています。

本社債は、以下の2種類の資産に対する想定エクスポージャーを有します。

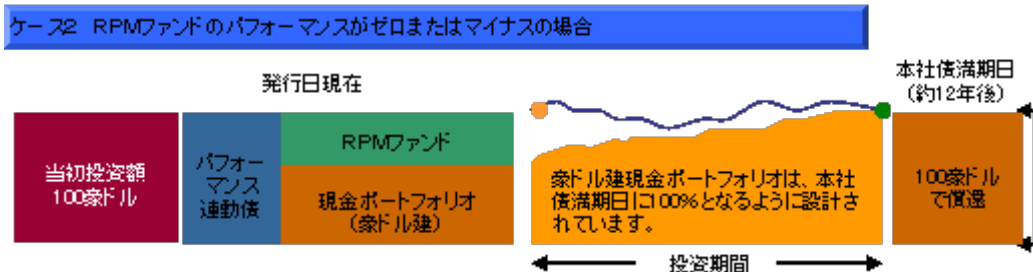
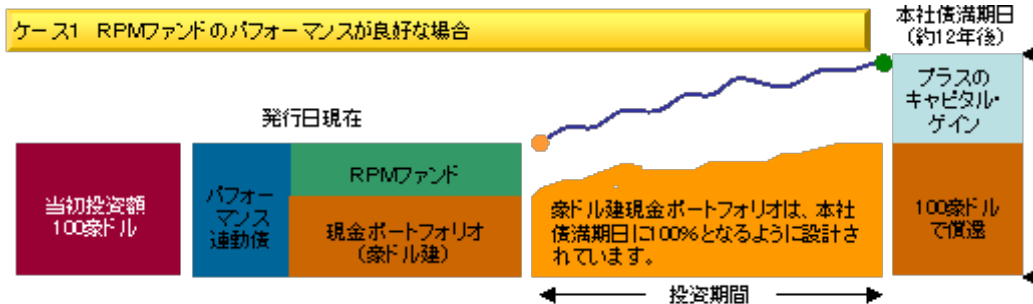
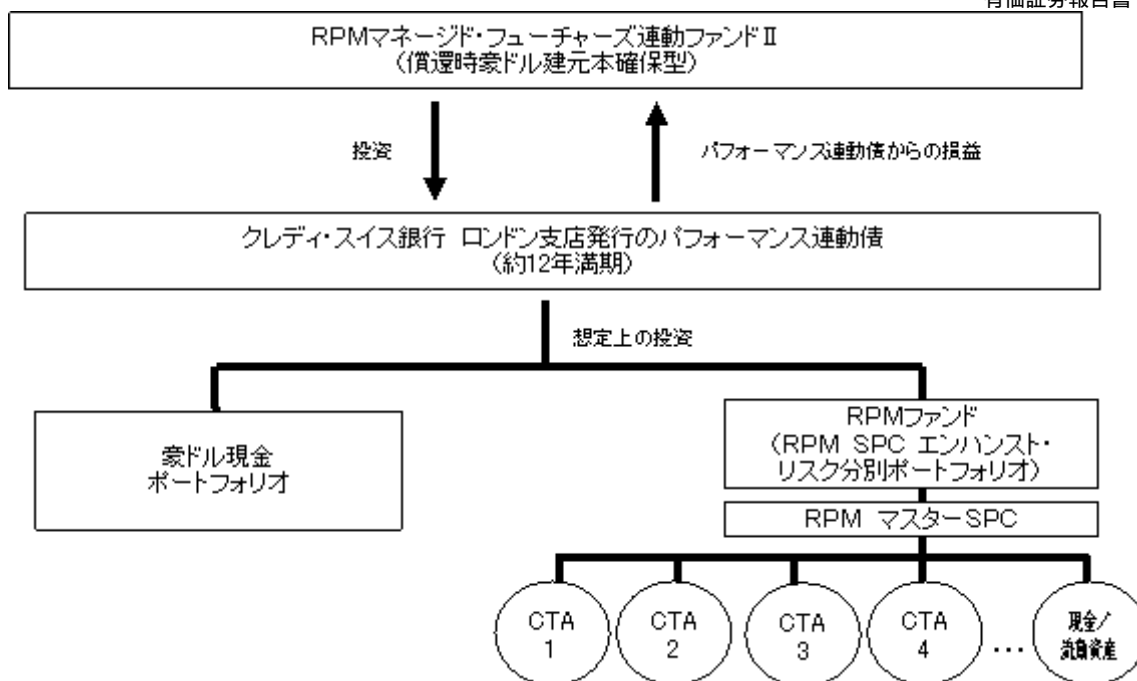
()RPMファンド(積極運用部分)、および

()現金ポートフォリオ(安定運用部分、以下「現金ポートフォリオ」といいます。)

本社債に投資された手取金の66.70%が現金ポートフォリオの購入のために想定上使われました。現金ポートフォリオは、本社債満期日に豪ドル建で100%の元本確保を提供するため、本社債につき支払われる固定クーポンの支払、本社債発行体の設立報酬の支払ならびにファンドの設立および販売に関連して生じたその他の経費および費用の支払のために利用されます。

本社債に投資された手取金の32.87%がRPMファンドに想定上投資されました。本社債への投資により、受益者は、RPMファンドの投資先トレーディング・アドバイザーに対する高い想定エクスポージャーから利益を得られる可能性を有すると同時に、本社債への投資によりもたらされる元本確保の利益を享受します。RPMファンドの投資先トレーディング・アドバイザーに対する想定エクスポージャーは、かかるトレーディング・アドバイザーのボラティリティおよび実際に保有しているポジションに左右されますが、想定エクスポージャーは、RPMファンドの純資産額の約3倍から4倍の範囲であると予想しています。

現金ポートフォリオとRPMファンド間の想定上の配分は、ファンドの勘定で本社債が購入された日である平成21年6月30日(以下「本社債購入日」といいます。)に確定され、リバランスはされません。



本社債

本社債は、本社債発行体の平成18年10月20日付の随時改訂、更新または追補されている非上場債券発行プログラム(発行限度額無し)に基づき発行されます。本社債は、豪ドル建てであり、本社債満期日に100%の元本を確保すると共に、本社債満期日にRPMファンドの実績に連動した支払が行われます。いかなる理由であれ、本社債が本社債満期日以前に償還された場合には、元本確保はありません。

本社債は、本社債発行体のその他全ての無担保債務と同順位であり、本社債に基づき発生する支払は、本社債発行体のその他全ての無担保かつ非劣後債務と同順位です。よって、投資者は、発行体の信用リスクにさらされることになります。2010年6月末日現在、社債発行体は、A+(安定的)(スタンダード&プアーズ・レーティング・サービス)の無担保優先社債格付、Aa1(ネガティブ)(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)の優先社債格付およびAA-(ネガティブ)(フィッチ・レーティングス・リミテッド)の長期格付を与えられています。

本社債の要項については、計算代行会社の事務所において入手可能です。

元本確保証書

元本確保提供会社は、受益者の利益のために元本確保証書に署名しました。元本確保提供会社は、クレディ・スイス銀行ロンドン支店であり、信託証書の規定に基づく受託会社の受益者に対するすべての支払金の支払義務を確保します。

元本確保提供会社は、ファンドに対して報酬を請求しません。

クレディ・スイス銀行ロンドン支店が署名する元本確保証書の概要

元本確保証書

元本確保提供会社は、各受益者に対して、証書により、無条件、完全かつ取消不能な形で片務契約として、信託証書に基づく受託会社の当該受益者に対するすべての金額、証券およびその他の資産の支払が信託証書に従い支払義務を生じた場合、要求に応じた当該受益者に対するかかる支払を確保します。元本確保証書に基づく元本確保提供会社の全ての支払は、信託証書の条件に従います。

主たる債務者である元本確保提供会社

元本確保提供会社と受益者の間で、受託会社の債務に影響することなく、元本確保提供会社は、かかる元本確保証書に基づき、唯一の主たる債務者であり単なる保証人ではない責務を有します。よって、元本確保提供会社は、それが唯一の主たる債務者であった場合にその債務を免除せずその債務に影響しないいかなる事象によっても債務を免除されることはなく、その債務が影響を受けることはありません。

(これには、(a) 常に、受託会社またはその他の者に対して随時付与される支払猶予、債務の一部免除、権利放棄または同意、(b) 本条件、担保、またはその他の保証もしくは補償についての変更または補償、(c) 受託会社またはその他の者に対する支払請求の実施または欠如、(d) 受益証券、担保、またはその他の保証あるいは補償につき、これを実施することまたはしないこと、(e) 担保、保証または補償の取得、存続、または放棄、(f) 受託会社あるいはその他の者の支払不能、清算、解散、統合、再建または再編、(g) 受益証券の規定または受益証券に基づく受託会社のあらゆる債務の違法、無効もしくは執行力の欠如またはあらゆる欠陥を含みます。)

元本確保提供会社の債務の継続性

元本確保証書に基づく元本確保提供会社の債務は、継続的保証として完全な効力を有しており、ファンドに基づく受益者への未払がなくなるまで有効です。さらに、かかる元本確保提供会社の債務は、元本確保提供会社か、他の者によるかに関わらず、随時、継続しているいかなる者に対する担保、またはその他の保証あるいは補償についても追加されるものであり、これらに代るものではありません。また、かかる債務は、最初に受託会社、その他の者、担保またはその他の保証あるいは補償への追及を行うことなく実施することができます。元本確保提供会社は取消不能の形であらゆる種類のすべての通知および要求を放棄します。

元本確保提供会社の権利行使

信託証書の条件に従い、ファンドについて受益者に対し支払義務の到来した未払いの金額が残ってい

る場合、元本確保提供会社は、受託会社による補償もしくは担保またはその他の保証もしくは補償の利用もしくは実施について権利を、元本確保證書に基づく債務の履行を理由に、行使または実施しません。支払

元本確保提供会社により、受益者に対して、本元本確保契約に基づき実施されるか、または実施されるよう手配された支払は、すべて、本条件により要求される場所および通貨(以下「支払通貨」といいます。)により行われなければなりません。ただし、(支払通貨が米ドル以外の場合、)元本確保提供会社が、前述の支払を実行できないいかなる理由があっても、元本確保提供会社は、当該受益者に米ドル、または元本確保提供会社が決定するその他の通貨により同等額を支払わなければなりません。このような場合、元本確保提供会社は、本条件に規定された支払日と本項に基づき実際に当該受益者がかかる支払いを受領した日の間で、かかる受益者が支払通貨に関連する、当該通貨の価格変動により当該受益者に実際に損害が生じないようにしなければなりません。

支払の取消

元本確保提供会社は、要求に応じて、受益者に対して、信託証書に基づき受託会社が受益者に対して支払うべき金額につき、受益者が受領または回収した金額のすべてまたは一部を(破産、支払不能、清算、解散またはあらゆる法域の類似の法律を含めた)なんらかの理由により返金することを要求されたために被ったか、生じることになった経費、損失、費用または負債について、完全に補償しなければならず、またいかなる場合も、要求に応じて受益者が返金した金額を、受益者に支払わなければなりません。

補償

現在または将来、実際にまたは偶発的に、受託会社が受益者に対して、受益証券に関して負担することになる金額が、受託会社または元本確保提供会社から、(法的制限、無資格、無能力または受託会社に影響を与えるあらゆる事柄を含みますが、これらに限定されません。)あらゆる理由により回収できない場合は、元本確保提供会社は、唯一かつ主たる独立した(ただし、受託者の債務に影響を与えません。)債務者として、受益者の要求に応じて、本要項に規定される条件で、完全な賠償として当該金額を支払います。

かかる賠償は、元本確保證書に基づくその他の債務とは、別個の独立した債務であり、別個の独立した訴訟原因を生じることとなります。

元本確保の地位

元本確保證書に基づく、元本確保提供会社の債務は、直接、無条件、無担保かつ非劣後の元本確保提供会社の債務であり、適用法による例外を除き、常に、現在および将来に関わらず、元本確保提供会社のその他全ての無担保かつ非劣後の負債および金融債務と最低でも同順位であるものとします。

制限

元本確保提供会社は、受託会社による善意の紛争または請求の対象となっている信託証書に基づく受託会社による受益者への支払に関して、かかる論争または請求が当事者間で最終的に解決するか、または(上訴権のない)確定した判決、調停または判決の対象となるまでは、元本確保證書に従い支払を要求されません。

存続期間

元本確保證書は、信託証書に基づき受託会社が受益者に支払う金額または潜在的に支払うべき金額がすべて完全に支払われるまで、継続的保証として完全な効力を有します。

条件の組込

元本確保提供会社は、関連する条件に含まれる規定を遵守し、かつこれに拘束されることに合意します。

代位

信託証書に基づき受益者に支払われる金額すべてが、全額、取消不能の形で支払われるまで、元本確保提供会社は、元本確保證書の効果により、受益者の権限につき代位することではなく、受託会社に対して、受益者と競合する請求を行うこともありません。

元本確保提供会社の交替

元本確保提供会社の関連会社は、元本確保證書に基づく元本確保提供会社の債務の全部または一部を引受けることができ、元本確保提供会社は、ここに規定の範囲でその責任を免除されます。ただし、かか

る関連会社が、当該引受日において、長期債務の格付が、かかる引受直前の元本確保提供会社の格付と同等以上でなければなりません。

かかる引受けが行われた時点で、当該関連会社は、当該引受の範囲で、かかる関連会社が元本確保提供会社として元本確保证書に記載されている場合と同等に、元本確保证書に基づく元本確保提供会社のあらゆる権利および権限を継承し、代位し、かつこれを行行使することができ、さらに、元本確保提供会社は、かかる引受の範囲内で、元本確保证書に基づくすべての債務および合意から免除されます。

手数料契約

受託会社、保管銀行および元本確保提供会社は、発行日以前に手数料契約を締結しました。元本確保提供会社が元本確保证書の規定に従い支払を行わなければならない場合、受託会社は、元本確保提供会社による支払金と同額を元本確保提供会社に支払わなければならないとします。受託会社の元本確保提供会社に対する義務を補うため、受託会社は、元本確保提供会社の利益のため、本社債（および随時ファンドのその他の裏付資産）に対する第1順位の確定担保を設定します。

RPMSPC エンハンスド・リスク分別ポートフォリオ

RPMファンドおよびRPMマネジャーについての下記の記載は、RPMファンドおよびRPMマネジャーがそれぞれ入手可能な資料および情報に基づいています。かかる情報は、通知なく変更されることがあります。

RPMファンド

投資目的

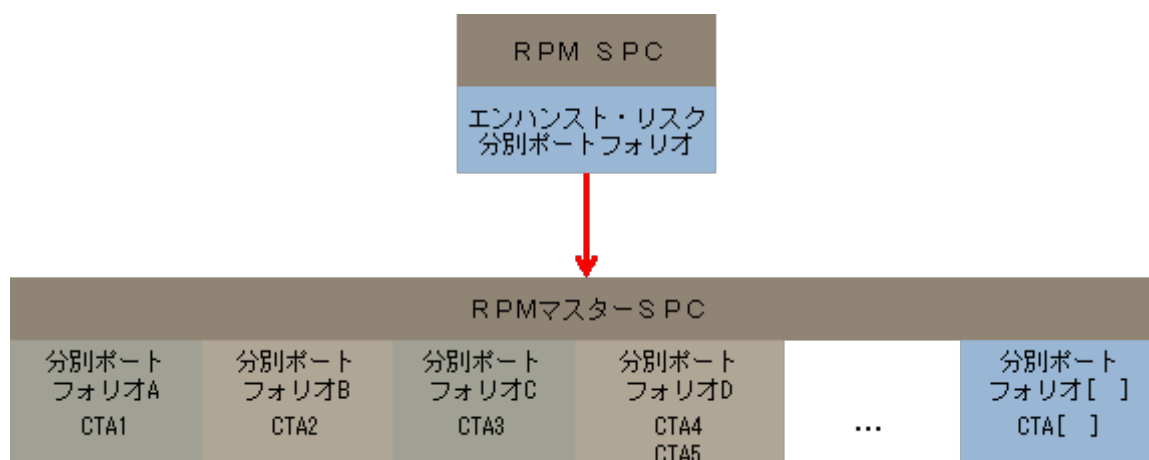
RPMファンドの投資目的は、主に株価指数、金利、通貨、金属、農産物、穀物、エネルギーおよび債券を含みますがこれらに限定されない広範な市場にわたり、先物、オプション、スポット、スワップおよび先渡契約等のデリバティブ商品を取引すること（総称して「先物取引」といいます。）を通じて長期的な元本の成長を達成することにあります。先物取引は、取引所で行われることも店頭で取引されることもあります。

RPMファンドは、RPMマネジャー（RPMファンドおよびRPMマネジャーが助言を行っているその他のフィーダー・ファンドおよび勘定のためにマスター・トレーディング・カンパニーとして業務を提供しています。）が助言を行っているケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社であるRPMマスターSPC（以下「RPMマスター・ファンド」といいます。）の株式にその資産の一部を投資することで、間接的に投資目的の達成を追求します。RPMマネジャーは、トレーディング・アドバイザーの任命を含め、RPMファンドの募集用書類に規定されている投資戦略に従い、RPMマスター・ファンドに投資することで、RPMファンドの投資活動を行うことができます。

RPMマスター・ファンドにより、多数のトレーディング・アドバイザーが、それぞれ、世界の組織化された先物取引市場においてRPMマスター・ファンドの資産の特定部分を取引するために任命されます。トレーディング・アドバイザーは、下記「トレーディング・アドバイザー」および「選定プロセス」の項に記載されるように、様々な方法およびモデルを用います。RPMマスター・ファンドは、主としてテクニカル分析主導のトレーディング・アドバイザーに資金を配分し、RPM米ドル勘定テクニカル・コンポジットを反映した投資スタイルが適用されますが、目標ボラティリティの上限は25%から35%の範囲です。RPM米ドル勘定テクニカル・コンポジットは、RPMマネジャーにより提供される合成トラック・レコードであり、テクニカル分析に基づくシステムチックな手法を主に用いる戦略を採用するトレーディング・アドバイザーにより運用される全てのRPM米ドル建て取引勘定の実際の資産加重された実績を表します。トレーディング・アドバイザーへの総投資配分は、トレーディング・アドバイザーのボラティリティおよび実際の保有ポジションに左右されますが、総投資配分は、RPMファンドの純資産額の約3倍から4倍の範囲であると予想されています。

RPMファンドは、リスクを分散し、間接的にRPMマスター・ファンドを通じて、RPMファンドがその単独の裁量で決定した多数のトレーディング・アドバイザーのサービスを利用することで、十分な程度の分散を達成する予定です。

RPMマネジャーは、RPMファンドのためにRPMファンドに関して、継続してRPMマスター・ファンドの資産の一部のトレーディング・アドバイザーへの配分を決定します。指定されたトレーディング・アドバイザーに対する配分は増加することも減少することもあり、および/または、RPMマスター・ファンドに対し、かかるトレーディング・アドバイザーを新たに任命したトレーディング・アドバイザーと入れ替えるよう助言することもあります。



トレーディング・アドバイザー

RPMマスター・ファンドのトレーディング資産は、複数の専門のトレーディング・アドバイザーに配分することができます。RPMマスター・ファンドは、確立したトレーディング・システムおよびメソッドを開発し、先物取引市場における資金運用で成功した実績およびかかる分野で認められた専門性を持つトレーディング・アドバイザーのサービスを利用するよう努めます。

トレーディング・アドバイザーは、任命された場合、その運用下に置かれている決済ブローカーが保有する資産を、RPMファンドが設定した取引方針の範囲内で取引する完全な権限を有します。

トレーディング・アドバイザーは組織的および/または裁量的アプローチをファンダメンタル分析および/またはテクニカル分析と組み合わせて活用する戦略(かかる戦略は一般的にマネージド・フューチャーズと呼ばれます。)を駆使します。トレーディング・アドバイザーのトレーディング戦略は、通常、様々な市場で適時に買いまたは売りが発生するように設計されています。個々のトレーディング・アドバイザーは、一般にRPMファンドのパフォーマンスがある市場で悪化した場合の影響を軽減するためにいくつかの異なる先物取引契約にわたり取引を分散させます。

テクニカル分析は、先物取引市場の研究そのものが先物価格の変動を利用する方法を提供するという理論に基づいています。テクニカル分析は、市場価格は特定の金利、商品、通貨等の需給に影響を与えるすべての既知の要因を反映していることを理論化したものです。したがって、価格変動、取引高および市場金利の詳細な分析を利用して、将来の市場から利益を得ることができます。テクニカル取引は、通常、様々な数式および/またはチャート分析から導き出されるコンピューターにより算出されたシグナルに基づいています。かかる取引手法の単純な一例としては、取引ルールを「直近の5取引日の終値に基づき計算された特定の商品の平均価格が、直近の20取引日につき計算された終値の平均価格を上回る場合、当該商品の(一定数量を)買う。」とするような移動平均システムです。

ファンダメンタル分析は、将来価格について見解を形成するため、特定の金利、商品、通貨等の需給に影響を与える外部要因の研究に基づいています。かかる要因には、一般経済および政治動向、政府方針、天候ならびに生産および消費のレベルならびに予想が含まれます。ファンダメンタル分析は、市場は不完全であると仮定しています。情報は、瞬時に同化または異化することなく、計量経済学モデルは、現在価格が持続不可能であることを示す均衡価格を算出して、特定の商品の売りシグナルまたは買いシグナルを構築することができます。

選定プロセス

トレーディング・アドバイザーの選定に際して、RPMマネジャーは、厳格なデューデリジェンスおよび選定プロセスを採用するよう努めます。RPMマネジャーは、分散によりリスクを軽減するため

別々の市場で異なる期間で取引を行い、異なる戦略を用いるトレーディング・アドバイザーを見出し、評価し、提案します。RPMマネジャーは、RPMマスター・ファンドに対し、長期間にわたる相当な資産の運用につき高度な技術を示すトレーディング・アドバイザーを任命するよう努めます。

トレーディング資産の配分は、取引市場および利用する手法に関し十分なりスク分散の達成を目指す方法で、承認されたトレーディング・アドバイザーに対して行われます。

デューデリジェンスのプロセスには一定の基準が含まれています。

戦略の透明性：トレーディング・アドバイザーが用いる取引手法は、RPMマネジャーが市場の機会および同等のトレーディング・アドバイザーのグループに照らして、トレーディング・アドバイザーのパフォーマンスを評価し監視できるように、明確に定義され、透明性が高くなければなりません。

ポートフォリオの透明性：トレーディング・アドバイザーは、RPMマネジャーに対して、継続的に、すべての取引およびポジションを開示することに合意しなければなりません。

取引経験：トレーディング・アドバイザーは、先物取引市場における取引に十分な経験があることを示すことができなければなりません。通常、これは、トレーディング・アドバイザーが最低3年の実績を持っていなければならないことを意味します。ただし、これに満たない実績のトレーディング・アドバイザーも、その経営者または主要人物が同等の期間にわたる取引経験を有する場合、選定されることがあります。

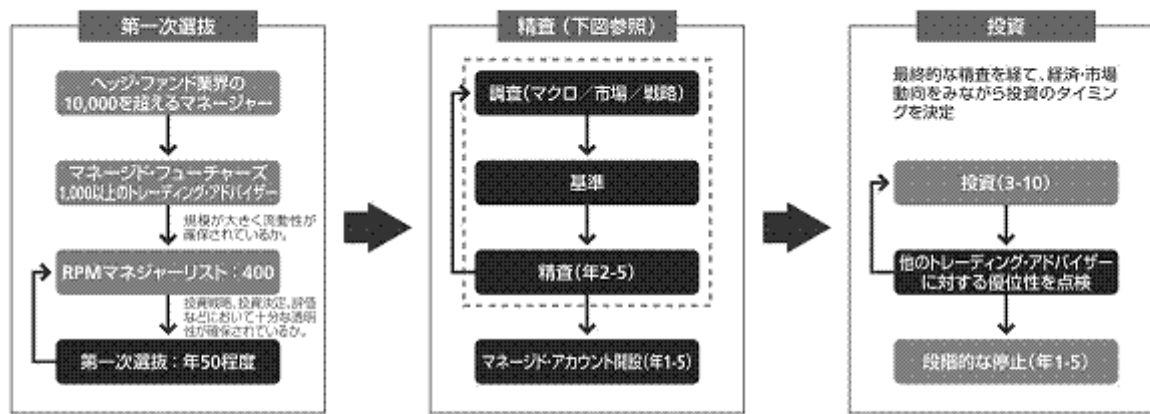
実績：各トレーディング・アドバイザーの実績は、同様の戦略を用いる同等のトレーディング・アドバイザーのグループと比べて評価されます。RPMマネジャーは、同等のグループに比べて一貫して実績の良いトレーディング・アドバイザーだけを選定することを狙っています。

リスク管理：トレーディング・アドバイザーは、RPMマネジャーが承認した透明性が高く明確に定義されたリスク管理手法を用いなければなりません。かかる手法には、例えばストップ・ロス・ルール（トレーディング・アドバイザーが損切りのために、あるポジションを現金化することを事前に定めた価格水準）、レバレッジ低減ルール（例えば、マイナスのパフォーマンス時における、市場、セクター、および/または全般のエクスポージャーの緩やかな低減）ならびに単独市場および市場セクター等へのエクスポージャーの制限を含みます。

設定時に採用されたトレーディング・アドバイザー（ファンド設定後に変更される可能性があります。） ^(注)						
トレーディング・アドバイザー名称	トレーディング・プログラム	運用開始年	運用資産規模(米ドル)	戦略、特徴	設定来 年率リターン	設定来 年率ボラティリティ
ウイントン	ダイバーシファイド・プログラム	1997	約126億	コンピュータに基づくトレーディング・システムを利用して世界100以上の先物市場に投資。	18.8%	19.5%
トランス トレンド	DTP / エンハンスト リスク・米ドル	1995	約45億	リサーチに重点を置いたトレーディング戦略を専門とするトレーディング・アドバイザー。世界の様々な先物市場に投資。	18.5%	14.8%
アルティス	グローバル・フューチャーズ・ ポートフォリオ・コンボジット	2001	約12億	トレーディング・システムを利用し先物市場に投資。様々なセクターにわたる100以上の先物市場に投資。	23.1%	24.0%
GLC	ディレクショナル	2004	約3億	短期のシステムモデルに基づき投資を行なう。平均投資期間は約3日。トレンドに対しては中立。	9.9%	12.8%
ブルークレスト	ブルートrend	2004	約49億	完全にシステム化されたトレンド・フォロー型プログラム。株式、債券、外国為替、エネルギー、金銀、農産物など幅広い先物市場で日々取引を行なう。	20.7%	14.4%

(出所) RPMマネジャー提供資料。採用トレーディング・アドバイザーの運用資産規模などの情報は各トレーディング・アドバイザーから提供された情報等に基づきRPMマネジャー作成。上のデータは、トレーディング・アドバイザーのそれぞれのトレーディング・プログラムによって取引されるトレーディング・アドバイザー自身のファンドに関連するものです。投資家の皆様は間接的にRPMファンドに投資を行ないますが、これはトレーディング・アドバイザー自身のファンドへ直接投資を行なうものではありません。RPMファンドのパフォーマンスは、トレーディング・アドバイザー自身が運用するファンドのパフォーマンスとは異なり、その違いは著しいものとなる可能性があります。

(注) 上記トレーディング・アドバイザーはファンド設定時のRPMファンドの採用トレーディング・アドバイザーであり、ファンド設定後に、以下に記載の投資選定の流れを経て変更されることがあります。

RPMマネジャーの投資選定の流れ^(注)

商品市場に高い割合で投資するトレンド・フォロイング戦略のマネージャーの追加

RPMマネジャーは、2008年1月にコモディティ・トレンド・フォロイングをポートフォリオに追加いたしました。以下はその経緯および手順となります。



（出所）RPMマネジャー提供資料

（注）この投資選定の流れは受益者への通知なく変更される場合があります。

RPM投資制限

RPMファンドは、直接および間接の投資に関し、以下の取引方針に従うよう努めます。

- RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に、先物契約、スポットおよび先渡契約、オプションの証拠金、ならびに／または購入オプションに対し支払ったかまたは支払義務のあるプレミアムが、純資産の70%を超えないようにします。純資産の最低30%は、現金預金または同様の流動性のある金融商品により保有します。
- RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接的に、取得の結果、商品、通貨、株価指数またはその他の金融商品のネットの買いポジションまたは売りポジションにおいて、単一の商品または単一カテゴリーの通貨、株価指数もしくはその他の金融商品につき、純資産の20%以上の証拠金（および／または取得費用）を要求される場合には、かかる商品、通貨、株価指数またはその他の金融商品の先物を追加取得しません。
- RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に、個々の商品、通貨、株価指数またはその他の金融商品につき、いかなる限月の先物契約、期日の先渡し契約または行使日のオプションのポジションについても、ポジションに対する証拠金（および／または取得費用）が純資産の10%を上回る場合、これを保有しません。
- RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に、先物取引に関するオプションの購入または規制ある市場で登録された（カバードまたはアンカバード）オプションの付与に必要な証拠金が純資産の15%を上回らないようにします。ただし、オプションの証拠金の純額に

つき15%を上回る金額が、ヘッジまたはリスク低減を目的として使われている場合を除きます。RPMマスター・ファンドは、コール、プットまたはダブル・オプションを売買するオプション取引を行うことがあります。RPMマスター・ファンドは、オプションまたは先物のポジションを相殺することで、かかるオプションをカバーするためにポジションを保有する予定の場合を除き、アンカバード・オプションを付与しません。

5. RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に、純資産の10%を超えて借入を行わず、いかなる場合も、先物、先渡しまたはオプション契約の締結を目的とした借入を行いません。ただし、例外的に規制ある取引所の規則に従った先物契約の受渡しに関わる場合を除きます。
6. RPMファンドは、通常、現金または先渡し契約市場における取引の成立およびポジションの手仕舞いのために必要な場合を除き、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に、先物契約の裏付資産である現物商品の受渡しを行いません。
7. RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に組織化された市場においてのみ取引を行います。銀行間外国為替市場のように正式な取引所または協会により規制されていない場合もあります。
8. RPMファンドは、直接またはRPMマスター・ファンドを通じて間接に、現物の株式または債券を取引しません。

RPMマネジャー

RPMリスク・アンド・ポートフォリオ・マネジメントは、RPMファンドのRPMマネジャーとして活動します。RPMマネジャーは、ストックホルムに本社があるスウェーデンの企業です。RPMマネジャーは、投資会社であり、スウェーデン金融監督庁に登録されています。かかる登録は、スウェーデン金融監督庁がRPMマネジャーにかかる活動を行う資格を付与したことを意味するものではありません。

RPMマネジャーは、オルタナティブ投資運用商品の取引管理、リスク管理およびリスク・モニタリングに関する助言を行うことを専門にしています。RPMマネジャーは、その共同経営者が完全保有しています。

RPMマネジャーの顧客は、主に、ヨーロッパ、アジアおよび北アメリカで、アウトソーシングしているか、またはオルタナティブ投資運用商品の設定、一般管理および事務管理に関する継続的な助言を求めている銀行およびその他の金融機関です。

RPMマネジャーおよびその前身企業は、1989年以来、運用業務に関連してオルタナティブ投資のコンサルティング業務を提供しており、平成21年12月31日現在、総額約53億米ドルの資産について業務を提供しています。

（２）【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、財務顧問会社であるクレディ・スイス・インターナショナルや社債発行体の法令遵守等の状況および投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社および管理事務代行会社であるBNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド、副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（シンガポール支店）および保管銀行であるクレディ・スイス銀行の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

クレディ・スイス・インターナショナルは、財務顧問会社として、ファンドの投資方針および投資戦略に従いその裁量でファンド資産の運用を行い、投資制限または借入れおよびレバレッジ制限に反してファンドの資産が投資されることを防ぐために必要であり経済的に合理的な手段をとります。財務顧問会社は、内部的に当初作成され定期的に更新される投資ガイドラインに従って、投資運用活動を行います。財務顧問会社は、通常の業務の範囲外の状況が生じた結果要求されることがある投資運用決定またはその他の投資運用行為についての助言を行います。

運用体制等は、平成22年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

現在、ファンドに関し、受益者に対し分配金を支払わない方針です。結果的に、ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲイン（もしあれば）はファンドの純資産価額に反映されます。

（５）【投資制限】

管理会社の取締役会決議等により、以下の投資制限が定められています。

1. 空売りされる証券の総額は、いかなる場合もファンドの純資産価額を上回らないものとします。
2. 投資対象の価格の透明性を確保する方法が取られない限り、ファンドの純資産の15%を超えて私募株式、未上場株式または不動産等の非流動資産に投資することはできません。
3. ファンドを代理する管理会社または財務顧問会社による、受益者の保護に矛盾するかまたはファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社または財務顧問会社が自らまたは第三者の利益のために行う取引等）は禁止されます。
4. 受託会社は、ファンドを代理して行為する管理会社または財務顧問会社（または代行者）による以下の行為を許可しないものとします。
 - (a) 管理会社または財務顧問会社またはその取締役を本人とする取引を行うこと。
 - (b) 管理会社または財務顧問会社またはファンド以外の当事者の利益を企図する取引を行うこと。
5. 管理会社または財務顧問会社はファンドの勘定で借入を行うことができますが、その額はファンドの純資産価額の10%を上限とします。
6. ファンドは、（ ）いかなる株式または出資に対しても投資を行わず、（ ）株式もしくは投資法人に投資する契約型投資信託の受益証券を含む、他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に対する投資を行いません。
7. 受託会社または管理会社、財務顧問会社は、取得の結果管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する会社の株式総数が当該会社の議決権の総数の50%を上回る場合、ファンドのために当該会社の株式を取得しないものとします。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドに対する投資は高度のリスクを伴います。以下は、受益証券への投資にかかるリスクを完全に網羅することを意図しておらず、また受益証券への投資に関するすべてのリスクを説明することを意図していません。投資予定者は、受益証券への投資を決定する前に以下のリスク要因を検討すべきです。

()特定のリスク要因

ファンド特有のリスク要因は以下のとおりです。

流動性リスク

様々な場合において、ファンドが売買を行う投資対象の市場は「薄商」または非流動的で、希望価格または希望取引量での売買が困難または不可能です。

現在、受益証券が売買される市場は存在せず、またこれを展開することもあります。受益証券の買戻しにかかる権利は限定的です。また、一定の状況において、受託会社は買戻しを停止するか、ファンドに関するまたは買戻金の支払を遅らせるか、または買戻日において当該ファンドが買戻しを行う額を制限することができます。

長期的投資

ファンドへの投資は長期的な投資とみなすべきです。満期償還日前に受益証券にかかる権利を移転または譲渡する投資家が、自ら望むレベルの投資リターンを得るとの保証はありません。

運用歴

ファンドの管理会社または財務顧問会社自体または関連する法人の過去の実績は、ファンドに対する投資の将来の結果を示唆するものとはみなされません。

実質的な費用および経費

ファンドは一定の固定費用（設立費用、募集費用、投資関連費用および継続的管理・運営費（サービス・プロバイダーに対して支払う報酬等）を含みます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および経費は実質的なものであり、各ファンドが利益を実現したか否かにかかわらず、当該ファンドにより支払われます。

リスク・モニター会社

受託会社は、管理会社をリスク・モニター会社として任命します。

リスク・モニター会社は、ファンドによる適用あるリスク・ガイドラインの遵守を監視するとともに、受託会社が合理的に要求するところにより、ファンドに関する報告を行います。例えば、管理会社が自らおよびクレディ・スイス関連会社を損失から守ることを望み、他方で優先受益証券の保有者として行為する管理会社およびクレディ・スイス関連会社からの手数料およびその他収入を得ることを望む場合、優先受益証券の保有者としての管理会社の利益とリスク・モニター会社としての役割の間に利害対立が生じることがあります。管理会社は、いつでも自らが当事者となっている各リスク・モニター契約に規定される基準に従って行為します。

リスク・モニター会社は、ファンドによるリスク・ガイドラインの遵守を監視しますが、ファンドが損失を被らない保証はありません。

本社債発行体および元本確保提供会社の信用リスク

受託会社は、受益証券の発行手取金の実質的にすべてを本社債に投資します。本社債発行体の支払義務の中で、本社債は高い優先順位を有します。受益者は本社債発行体の信用リスクを負い、本社債発行体が債務不履行となった場合、受益者はすべての投資額を失う可能性があります。投資予定者は、元本確保証書が元本確保提供会社の信用リスクに左右されることも承知しておかなければなりません。元本確保証書は元本確保提供会社の一般かつ無担保の契約債務であり、その他の者に対するものではありません。これは、元本確保提供会社のその他の全ての無担保の債務と同順位であり、法律により強制的に優先するものを含め、優先債務に劣後します。

元本確保構造

元本確保は一定の条件に基づいているため、投資予定者は、元本確保条件を注意深く検討しなければなりません。

受益証券の早期買戻し時の元本確保の不存在またはファンドの偶発債務

通常の状態では、満期償還日まで保有された場合、受益証券は豪ドル建てで100%の元本が確保されておりますが、ファンドに偶発債務が発生した場合、かかる元本確保を排除する効果を有する場合があります。さらに、受益証券が満期償還日より前に、受益者の選択その他理由を問わず買い戻された場合、受益証券は当初投資額の全額の返金を受けない場合があります。特に元本が確保されておられません。

早期償還時の元本確保の不存在

本社債は、一定の条件下で早期償還されることがあります。このような場合、本社債は、当初投資額全額が返金されないこともあり、特に本社債がいかなる理由であれ本社債満期日以前に償還された場合は、元本確保はありません。

助言の不存在

受託会社、管理会社、報酬代行会社、財務顧問会社および計算代行会社は、本社債または本社債が連動する裏付資産に関する助言、情報提供または信用分析を行うものではありません。特に、本書は、投資に関する助言を構成するものではありません。

非公開情報

受託会社、管理会社、報酬代行会社、財務顧問会社および計算代行会社および/またはこれらの関連会社は、本社債または本社債に関連する裏付資産に関する受益者には提供されない非公開情報を保有または取得することがあります。

本社債の性質

本社債は、本社債の発行体の帳簿に記載された名目上の投資です。

受益者は本社債に対する権利がありません

受益証券のリターンは、とくに本社債の実績に依拠します。受益証券への投資は、受益者に対し本社債または本社債に関連する裏付資産の直接的な権利を与えるものではありません。また受益者に対し本社債または本社債に関連する裏付資産の発行体または本社債の発行体に対するサービス・プロバイダーの行動を管理する権利を与えるものではありません。

過去の実績は将来の実績の根拠とはなりません

投資対象の価値および投資対象からの収益は、大幅に変動することがあります。過去の実績が将来の実績の保証または根拠となると考えることはできません。

収益の送金

一定の国における投資対象により生じた収益の送金は、関係する現地の通貨の流動性の有無、およびかかる収益を国外送金することを抑制または妨げる外国為替管理の存在により影響されます。

()一般的なリスク要因

以下の記載は、一般的な性格を有し、受益証券への投資に関連する多様なリスク要因を説明することを目的としています。

一般的な投資および取引のリスク

すべての投資対象は、元本を失うリスクを負っています。通常、投資対象の取引は、価格が大幅に変動する可能性があり、市場動向の予測が困難であり、および投資対象を適切なタイミングまたは価格で売却できない可能性があるといった著しい市場リスクを伴います。

財務顧問会社への依拠

ファンドが財務顧問会社に委託する場合、ファンドの成功は当該ファンドの投資対象の選定および実績の監視に関する財務顧問会社の判断および手腕に依拠します。投資家は、ファンドの投資対象に関する経済、財務およびその他の情報を自ら判断する機会を有さず、管理会社または財務顧問会社の判断および手腕に依拠します。財務顧問会社が成功するとの保証はありません。したがって、投資家はファンドの投資活動のあらゆる側面につきファンドの財務顧問会社に託する意思のない限り、受益証券を購入すべきではありません。また、財務顧問会社の主要な人員の死亡、能力喪失または退職により、当該ファンドの投資結果が悪影響を受けることがあります。

為替リスク

ファンドの投資対象は、様々な通貨建ての場合があります。そのため、投資家は、かかる投資対象および関連する特定のファンドおよび/または受益証券の基準通貨の為替レートの変動、およびかかる基

準通貨と投資家の保有する受益証券の基準通貨の違い(もしあれば)に関するリスクを負うことがあります。ファンドの管理会社または財務顧問会社は通貨リスクのヘッジを目指すことがあります。が、これは義務ではありません。

受益証券のリターンおよび価値は、為替レートの変動、現地の為替コントロールおよびその他の制限(受益証券の基準通貨との転換の制限を含みます。)の影響を大きく受けます。特に、投資家は、豪ドル建ての受益証券を申し込むので、日本円と豪ドルとの間の為替レートの変動にさらされます。

分配金等の収益

ファンドの分配が行われる予定はなく、従って、ファンドへの投資は分配金等の収益を求める投資家には適しません。

金利リスク

ファンドが債務証券(格付の有無を問いません。)を有する場合、投資家は、一般に債務証券の市場価値は金利および発行体の財務状況に応じて変動することに留意すべきです。通常、金利が低下している期間は価値が上昇し、逆に金利が上昇している期間には価値が低下します。かかる市場価値の変動は、関連ファンドの純資産価額に反映されます。

ファンドが購入する債券および確定利付債が従前の利回りに匹敵する利回りを継続的に得るとの保証はありません。また、ファンドが取得する発行体の債務が支払期日に支払われるとの保証もありません。

支払不能リスク

ファンドが保有する証券の発行体、またはファンドの取引相手の不履行、支払不能またはその他業務上の問題により、ファンドの業績およびファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

グローバル投資のリスク

ファンドはそれぞれ、世界各国の様々な資本市場に投資することができます。その結果、ファンドは当該証券から得る利益またはこれに関する収益にかかる源泉徴収税の課税リスクに曝されます。また、資本市場の一部は、()市場間の差異(一部の外国証券市場における潜在的な価格乱高下および相対的流動性を含みます。)、()統一的な会計、監査および財務報告基準、慣行および開示要請の不存在および政府による監督および規制の不足、および()一定の経済的および政治的リスク(潜在的な為替統制規則、外国投資および資本の本国送金に関する潜在的な規制を含みます。)等、通常は確立された証券市場への投資においては関係しない要因に影響されます。

大量の買戻し

ファンドの受益証券の大量の買戻しは、()未買戻しの受益証券の価値または残りの投資対象のリスク因子に悪影響を及ぼす時に投資対象の間接的な処分が行われるか、または()受託会社にファンドの終了を決定させる可能性があります。

受益者は経営に参加しません

受益者はファンドの運用または業務に参加しません。

適用法の変更

受託会社は、受託会社または受託会社のサービス・プロバイダーが運用および/または受益証券の募集を行う法域の証券法および税法により課される要件等の様々な法律上の要件を遵守しなければなりません。かかる法律のいずれかがファンドの条件を変更する場合、受託会社および受益者に対する法律上の要件は現行の要件と大幅に異なる可能性があります。

その他の活動

管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社は、その他の事業活動に従事し、その他の集団投資スキームを含むファンド以外の顧客の口座を運用することができます。その他の顧客に対する投資戦略は、管理会社または財務顧問会社を務めるファンドに対する投資戦略とは異なる場合があります。管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社のいずれも、何らかの活動を控えることまたは当該活動から得た利益を返還することを要求されません。かかる活動には、当該ファンドの投資目的と類似するかまたは異なる目的の投資ピークルに対する管理会社または財務顧問としての活動を含みます。管理会社または財務顧問会社は、自らが必要かつ適切であるとみなすファンドおよ

びその業務に時間と労力を費やします。

ファンドの特定の投資対象の売買が、当該ファンドの管理会社または財務顧問会社の他の顧客の売買と同時または殆ど同時に行われた場合、かかる取引は実務上可能な限り、かかる管理会社または財務顧問会社がすべての当事者に対して公平であるとみなす方法により有効となります。かかる管理会社または財務顧問会社のその他の顧客のための投資対象の売買は、当該投資対象にかかる需要、供給または価格につき重大な悪影響を及ぼし、ファンドの投資戦略の実行に影響を及ぼす可能性があります。

その他のファンドおよび集団投資スキーム

管理会社または財務顧問会社およびその関連会社は、自らが管理会社または財務顧問会社として行為するファンドの投資目的と類似の投資目的を有するその他のファンドおよび集団投資スキームにつき運用、助言またはサービスの提供を行うことができ、これを行います。その結果、かかる管理会社または財務顧問会社は、顧客間での運用にかかる時間、サービスおよび機能の配分につき利益相反を生じることがあります。いずれのファンドも、投資機会の配分につき、管理会社または財務顧問会社から優先的な扱いを受けることはありません。

投資適合性

独立した検討および適切とみなされる専門家の助言に基づき、投資予定者による受益証券の取得は、当該受益証券への投資につき明確かつ重大なリスクが内在している場合でも、投資予定者は以下の事項を判断しなければなりません。

- (a) 投資予定者（または受託者として行為している場合は受益者）の財務上の必要性、目的および条件に完全に合致していること、
- (b) 投資予定者（または受託者として行為している場合は受益者）に適用あるすべての投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これらに完全に合致していること、および
- (c) 投資予定者（または受託者として受益証券を取得する場合には受益者）にとって適切な投資であること。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、計算代行会社および財務顧問会社は、投資予定者による受益証券の取得の合法性について、またはかかる投資予定者による適用法、規制または方針の遵守につき責任を負いません。投資予定者は、これらの事項に関する決定につき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、計算代行会社または財務顧問会社に依拠することはできません。

代理人および信託関係

財務顧問会社、計算代行会社もしくはこれらの関連会社または管理会社を除いた受託会社に対するサービス・プロバイダーのいずれも、受益者に対して代理人または信託の義務を負わず、または代理人または信託の関係を有しません。

潜在的な利益相反

財務顧問会社、報酬代行会社、販売会社、計算代行会社および受託会社に対するサービス・プロバイダーである関連会社は、受益者に対する自らの業務における義務とその他の能力における権利の間に利益相反が生じることがあります。かかる状況において、財務顧問会社、報酬代行会社、販売会社および受託会社に対するサービス・プロバイダーである関連会社は、自己のためになるように利益相反を解決することができます。また、財務顧問会社、報酬代行会社、本社債発行体、販売会社および計算代行会社ならびにその関連会社は、本社債に関連する裏付資産に関するかまたは当該裏付資産により投資されるファンド（場合によります。）に関するプライム・ブローカーとして行為することができます。

運用に関する保証の不存在

本社債は満期時の元本が確保されており、よって受益者は、満期償還日までその受益証券を保有した場合、かかる償還手取金に対する比例按分した参加権を有しますが、受益証券にかかる投資リターン（つまり、受益証券に当初投資された額を上回るリターン）は、とりわけ本社債の実績に依拠します。受託会社、管理会社、計算代行会社、報酬代行会社および財務顧問会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき何らの表明・保証を行わず、また受託会社、管理会社、計算代行会社および財務

顧問会社は、ファンドの期間中に受益証券の価値が増加すること、または受益証券にかかる投資リターンが受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。購入予定者は、金融および事業に関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて受益証券への投資のメリット、リスクおよび適性について評価する能力を有するものでなければなりません。受託会社、管理会社、計算代行会社または財務顧問会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクにかかる情報源であることを意図しません。

相関関係

受益証券および／または本社債にかかる手数料および適用ある外国為替ヘッジまたはクーポンおよびその他の要因の影響により、受益証券の価値と本社債の価値の変更の間には完全な相関関係があるわけではありません。投資家は、手数料および利息が受益証券の純資産価額に与える影響につき留意すべきです。

さらに、時間とともに（受益証券の評価に影響を与える）本社債の評価が、RPMファンドのパフォーマンスに加えて、豪ドル金利の変動を含めた様々な要因に影響を受けます。よって、本社債および受益証券の評価は、RPMファンドの評価変動と直接的に相関しないことがあります。特に、豪ドル金利が上昇すると、本社債および受益証券の価格は、悪影響を受ける可能性があります。

トラスト障害事由

トラスト障害事由に従って評価日に要求される支払または必要な計算は遅延する場合があります。推定に基づいて計算をする必要がある場合があります。またトラスト障害事由の結果として評価の調整がなされる場合があります。投資家は、上記のとおりトラスト障害事由が受益証券に与える影響に留意すべきです。

ファンドに関する計算代行会社の裁量

ファンドに関する計算代行会社は、一定の状況において、財務顧問・計算代行契約に基づき要求される計算および判断を行うために裁量権をもって活動します。

リターン

投資家の受益証券に対する当初投資にかかるリターンが、かかる投資家がその投資元本を預金していた場合に得たであろうリターンと同額またはこれを上回るとの保証はありません。

投資家への課税

投資家は、同人が投資から得たか、または得たとみなされる収益またはキャピタル・ゲインにつき、自らの法域の税金を課せられることがあります。従って、投資家は受益証券への投資を検討する前に税務上の助言を得るべきです。

運用開始後の本社債の価格の変動

本社債は、受益証券の発行による手取金により取得されます。かかる手取金の取得時期と本社債の取得時期との間に短期間のずれが生じることがあります。かかる期間中に、ファンドの純資産価額が減少するような社債の価格の下落がある場合があります。

RPMファンドに関するリスク要因

概要

RPMファンドは、RPMマネジャーによって管理され、RPMマネジャーは、管理会社、財務顧問会社、計算代行会社または本社債発行体のいずれによってもコントロールされることはありません。上記の当事者のいずれも、RPMマネジャーの行為およびRPMファンドの成果に責任を負うものではありません。かかる当事者は、RPMファンドまたはRPMマネジャーの成果ならびにRPMファンドの投資目的、投資方針および投資制限の遵守に関していかなるデュー・デリジェンスまたは他の監視活動を行うことを求められるものではありません。RPMファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。また、RPMマネジャーは、ファンドの受益者の利益を考慮しない方法でRPMファンドを運用および管理します。従って受益者の利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

RPMファンドが直接、またはRPMマスター・ファンドへの投資によって行う取引は、相当程度のリスクを伴うものです。激化する競争によりRPMマネジャーおよびトレーディング・アドバイザーは、急速に変化する市場で取引機会を上手く利用する能力を制限される可能性があります。取引活動

の性質上、RPMファンドの運用成績は、月毎、期間毎に変動する可能性があります。従って特定期間の運用成績は必ずしも将来の運用成績を示すものではありません。

分別ポートフォリオ・カンパニー・リスク

ケイマン諸島法の最近の変更により、投資ファンドは分別ポートフォリオ・カンパニーを利用することを許可されています。会社法(2010年改正)(以下「会社法」といいます。)は、分別ポートフォリオ・カンパニーは、ある分別ポートフォリオ内に保有されているもしくはかかる分別ポートフォリオのために保有されている分別ポートフォリオ・カンパニーの資産および負債、と会社の他の分別ポートフォリオ内に保有されているもしくはかかる分別ポートフォリオのために保有されている分別ポートフォリオ・カンパニーの資産および負債、または会社の分別ポートフォリオ内に保有されていないもしくはかかる分別ポートフォリオのために保有されていない会社の資産および負債と分別するために、一もしくは複数の分別ポートフォリオを構築することができる旨規定しています。また、会社法は、分別ポートフォリオ資産は、当該分別ポートフォリオの債権者であり、またかかる目的のために当該分別ポートフォリオに帰属する分別ポートフォリオ資産に対する請求権を有する分別ポートフォリオ・カンパニーの債権者に対する債務を履行するためにのみ利用可能であり、また、かかる目的のためにのみ利用されなければならないこと、また、分別ポートフォリオ資産は、当該分別ポートフォリオに関する債権者ではなく、従って当該分別ポートフォリオに帰属する分別ポートフォリオ資産に対する請求権を有さない分別ポートフォリオ・カンパニーの債権者に対する債務を履行するためには利用できず、また、かかる目的のためには利用されてはならないこと、また、かかる債権者から絶対的に保護されなければならないことを規定しています。この種の制度は、ほとんどの法域において存在しておらず、また、会社法のかかる規定は、いずれの法域においても司法上の精査を受けていません。従って、かかる精査が行われた場合、裁判所がRPMファンドまたはRPMマスター・ファンドの分別ポートフォリオの有限責任を支持しない可能性があります。

RPMファンドの監査人がいずれかの分別ポートフォリオの監査を完了することができない場合は、RPMファンドのCIMAによる存続の健全性に関する評価に影響を及ぼす可能性があります。CIMAは、ある分別ポートフォリオの活動により無限定監査報告書を提出することができなかったファンドに制限を課す可能性があります。

RPMファンドが他の法域を税務上の居住国とするか、またはかかる法域に支店を開設した場合、外国の税務当局または規制当局の管轄権に服することになる可能性があります。ケイマン諸島の税務当局または規制当局は、分別ポートフォリオ・ストラクチャーの資産および負債の分別を尊重すると予想されるものの、外国の税務当局または規制当局も尊重するという保証はありません。

運用実績が限定されている

RPMファンドはファンドのために設定されたため、運用歴および実績記録は短いです。

ハイ・レバレッジ

先物取引は、多額のレバレッジを伴う可能性があります。先物取引の売買のために「グッド・フェイス」預託金(以下「証拠金」といいます。)として要求される資金または担保の金額は、裏付資産の合計金額に比べると少額で、通常約10%です。ということは、価格の10%の変動により投資された証拠金に対し100%のリターンが得られることとなりますが、逆に損失も拡大する可能性があります。

RPMマスター・ファンドは、レバレッジ比率の高い取引を行う予定であり、その純資産を大幅に超える総額の先物ポジションを取得する予定です。かかるレバレッジの活用により、RPMマスター・ファンドは、いずれかのオープン・ポジションに証拠金として割り当てられる資産を大幅に超える損失を被る可能性があります。

先物契約の価格の変動性は高い

先物契約の価格の変動性は高いことがあります。先物契約の価格の変動は、中でも需給関係の変化、政府の貿易、財務、金融および為替管理プログラムおよび方針、国内外の政治および経済事象および金利の変動の影響を受けます。さらに、政府は、随時、特に為替および金などの特定の市場に直接または規制により介入します。このような介入は、直接、価格に影響を及ぼすことを意図して行われることが多いと言えます。

先物取引の流動性は低いことがある

RPMマスター・ファンドの取引の大部分が行われる多くの米国先物市場においては、一日当たりの先物価格の変動が「値幅制限」によって制限されています。値幅制限により、基本的に前日の決済価格の近辺の設定価格帯の範囲内で取引が開始されるよう制限されており、また、かかる価格帯を超えるまたは下回る価格での取引が防止されています。

一度、先物契約の価格が制限価格まで上昇または下落すると、ポジションを解消することが困難になるか、費用が高くなるか、または不可能になる恐れがあります。かかる制限により、RPMマスター・ファンドは迅速に不利なポジションを解消することを妨げられる可能性があります。また、先物価格が値幅制限に達しなかった場合でも、該当する契約の売買高が十分でない場合は、有利な価格で取引を行うことができない可能性もあります。また、1974年商品先物取引委員会法に基づき委任され、権限を付与され、あらゆる商品に関する先物取引に関する規制を有する連邦規制機関である米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」といいます。)のいずれかの取引所が特定の契約の取引を停止するか、特定の契約を直ちに決済することを命令するか、または特定の契約に関する取引が決済目的のためのみに実行されることを命令する可能性もあります。値幅制限は、特定の市場における流動性を制限するかまたは流動性を効果的に除去することはできませんが、かかる制限は日次ベースでのみ適用されるため最終的な損失の拡大を制限するわけではなく、実際、増大させる可能性もあります。

為替リスク

RPMマスター・ファンドは、その資産を様々な通貨建ての先物に投資する場合があります。RPMマスター・ファンドの基準通貨で表示されるRPMマスター・ファンドの純資産価額は、基準通貨とRPMマスター・ファンドの投資対象の表示通貨との間の為替レートの変動により変動します。RPMマネジャーは、自身の単独の絶対裁量により、いつでもRPMマスター・ファンドの為替リスクの一部またはすべてをヘッジすることがあります。

RPMマネジャーへの依拠

RPMマネジャーは、RPMファンドおよびRPMマスター・ファンドの資産配分業務を管理する専属的責任を負います。従って、RPMファンドおよびRPMマスター・ファンドのパフォーマンスは、これらの責任を果たすRPMマネジャーの判断に依拠しています。RPMマネジャーおよびその責任者は、そのほぼすべての業務時間をRPMファンドまたはRPMマスター・ファンドの業務に費やすことが求められるものではありません。

複数のマネジャーによる投資アプローチ

RPMマネジャーは、取引方法および市場を分散するために互いに独立して取引を行う複数のトレーディング・アドバイザーを選定することができます。この分散化は、有利な価格の変動を生かしながら損失を相殺することを意図しているものの、複数のトレーディング・アドバイザーを使用することによって、一人のトレーディング・アドバイザーが出した損失が他のトレーディング・アドバイザーが生んだ利益を上回り、全体としては損失を計上することがないという保証はありません。トレーディング・アドバイザーとのトレーディング・アドバイザー契約の条項、およびRPMマスター・ファンドの投資対象を清算し、他の投資ファンドの持ち分を償還する能力に従い、RPMマネジャーは、トレーディング・アドバイザー間にRPMマスター・ファンドの資産を再配分し、一または複数のトレーディング・アドバイザーとの契約を解約するか、または代わりのトレーディング・アドバイザーを選定することがあります。かかる再配分は、RPMマスター・ファンドまたはいずれかのトレーディング・アドバイザーのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、トレーディング・アドバイザーは、市場における同一投資ポジションに関し随時互いに競合する可能性があります。逆に、RPMマスター・ファンドは、異なるトレーディング・アドバイザーによって運用されている投資ファンドの勘定への割当および投資により、間接的に同時期に同一投資対象に反対ポジションを有することもあり得ます。RPMマスター・ファンドは、かかる各ポジションについて取引費用を負担することになりますが、実現利益または損失は発生しません。最後に、複数のトレーディング・アドバイザーを選定した場合、一名のトレーディング・アドバイザーを選定した場合よりも成功をもたらすという保証はありません。

トレーディング・アドバイザーに支払われる報酬は、個別のトレーディング・アドバイザーについて計算され、支払われるため、ある期間において、一部のトレーディング・アドバイザーの取引上の損

失により、RPMファンド全体としては損失を被った場合においても、一または複数のトレーディング・アドバイザーに対し報酬が支払われる場合もあります。

ポジションの集中

トレーディング・アドバイザーは、RPMマスター・ファンドの資本を多数のポジションに分散するという一般的方針に従うものの、一部のトレーディング・アドバイザーは、随時、かかる方針から逸脱し、RPMマスター・ファンドの資本に対し比較的大きい、少数のポジションを保有することもあり得ます。結果として、かかるポジションに関する損失により、かかる資本がより多くの商品に分散されていた場合に比べ、RPMマスター・ファンドの資本の減少額が膨らむ可能性があります。

過去のパフォーマンス；取引方法の変化

資産配分または取引戦略が利益を生むという保証はありません。また、RPMマネジャーの資産配分またはトレーディング・アドバイザーの取引戦略の過去のパフォーマンスは、必ずしも将来の収益性を示すものではありません。さらに、RPMマネジャーの資産配分戦略および各トレーディング・アドバイザーの取引方法は、ダイナミックであり、期間中に変更することもあります。従って、RPMマネジャーおよび各トレーディング・アドバイザーは、その利用により過去の実績を積むことができたものと同一の資産配分および取引方法を将来も使用し続けるわけではありません。

運用資産の増加

RPMマネジャーまたはトレーディング・アドバイザーによって運用される資産の増加がかかる者による資産配分および取引戦略または運用成績にいかなる影響（もしあれば）を及ぼすかは不明です。かかる者の戦略が成功し続ける、またはRPMマネジャーもしくはトレーディング・アドバイザーによる投資のリターンが過去に達成したものと同様であるという保証はありません。

取引は投機的である

先物取引の主なリスクは、通常のボラティリティおよび先物の市場価格の急激な変動です。先物市場は、随時急速に変動する可能性があるためRPMマスター・ファンドのポートフォリオのボラティリティも高まる可能性があります。RPMマスター・ファンドに関するトレーディング・アドバイザーの取引の収益性は、主に、市場価格の変動予測に依拠します。先物の価格変動は、中でも政府の貿易、財務、金融および為替管理プログラムおよび方針、天候、需給関係の変化、国内外の政治および経済事象、金利の変動および市場参加者の心理的要因等の影響を受けます。鳥インフルエンザなどの深刻な世界的流行病またはハリケーンなどの自然災害によって世界経済が大混乱に陥る可能性もあります。さらに、政府は、随時、特定の市場に直接または規制により介入します。このような介入は、直接、価格に影響を及ぼすことを意図して行われることが多いと言えます。政府による介入の影響は、ある特定の時期においては、特に金融商品および為替市場において重要となる可能性があり、またかかる介入（および他の要因）がかかる市場を急速に変動させる可能性もあります。特定のトレーディング・アドバイザーによって採用されたテクニカル取引手法においては、かかるファンダメンタルズ要因がかかるトレーディング・アドバイザーによって分析されたテクニカル入力データに反映されていない限り、かかるファンダメンタルズ要因を考慮しない可能性もあります。

先渡取引

RPMマスター・ファンドの資産の一部は、為替予約取引に用いられる場合があります。かかる先渡取引は、取引所において取引されるのではなく、先渡取引ディーラーを通して直接行われます。先渡取引の日時価格変動には制限はなく、また、ディーラーは、かかる先渡取引の値付けを継続することを要求されていません。先渡取引ディーラーが先渡取引の呼び値を付けることを拒否したり、または買い呼び値と売り呼び値の間のスプレッドが異常に大きくなる呼び値を付けた期間もあります。従って、先渡取引をアレンジするためには流動性の問題を経験することがあります。従って、RPMマスター・ファンドは、信用収縮または先渡取引ディーラーがその先渡取引に関する義務を履行できないもしくはかかる履行を拒否するリスクを負います。

店頭取引に関する規制の欠如

一部のトレーディング・アドバイザーは、店頭取引（以下「OTC」といいます。）を行う場合があります。一般に、店頭取引市場においては組織化された取引所において行われる取引よりも政府の規制および監視が少ないといえます。さらに、取引所の決済機関の履行保証などの組織化された取引所

の参加者に提供される多くの保護は、店頭取引に関しては利用できません。従って、RPMマスター・ファンドは、かかるトレーディング・アドバイザーがその取引を規制取引所での取引に制限した場合に比べ債務不履行による損失を負うより大きなリスクにさらされる可能性があります。

偶発債務

RPMファンドは、RPMファンドの投資家による買戻しの際、確定していない債務または偶発債務のための準備金を設定し、かかる投資家の買戻し金額の一部の支払を差し控えなければならない場合もあります。こうした状況は、例えば、RPMファンドによるRPMマスター・ファンドへの投資の流動性が低い場合、またはかかる投資が評価日に適切に評価されない場合、またはRPMファンドもしくはRPMマスター・ファンドによる、またはRPMファンドもしくはRPMマスター・ファンドに対する交渉中の取引または係争中の請求がある場合に発生する可能性があります。かかる事象は、本社債を買戻す能力に悪影響を及ぼし、結果として投資者の受益証券の買戻しに同様の悪影響を及ぼす可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

RPMマスター・ファンドは、取引に関する債務をカウンターパーティーが履行することができない（支払不能、破産またはその他の原因のいずれによるかを問わないものとします。）というリスクを負い、これによりRPMファンドは、多大な損失を負う可能性があります。CFTCの規制を受けていない先物取引業者（以下「FCM」といいます。）またはその他のカウンターパーティーの支払不能の場合、CFTCの分別保護はRPMファンドには適用されません。かかるリスクを軽減するため、RPMマネジャーは、RPMマスター・ファンドの取引を、確立されており、自己資本が充実しており、かつ信用力の高いとみなすカウンターパーティーとの取引に限定するよう努めております。

破産法

CFTCに登録されているすべてのFCMに適用され得る破産法は、かかるFCMが破産した場合、FCMによって保有されているすべての資産（顧客に追及可能な特定の資産を含みます。）は、FCMの顧客に分配可能なすべての資産中の各顧客の比例按分持ち分の範囲内でのみ顧客に返還、譲渡または分配されなければならない旨規定しています。RPMマスター・ファンドが採用しており、RPMマスター・ファンドの資産を保有しているFCMが破産した場合、RPMマスター・ファンドは、かかるFCMによって保有されている資産を回収できないか、または一部しか回収できない可能性もあります。RPMマネジャーは、かかる破産リスクを最小限に抑えるために、RPMマスター・ファンドによって採用されているFCMの親会社から保証を得るよう努めますが、かかる保証が全てまたは一部のFCMの親会社から得られる保証はありません。

法改正の可能性

RPMファンドに関連する税務上の考慮事項またはリスク要因を変更することになる法律、行政または司法の変更が（将来または遡及して）行われれないという保証はありません。

主要な人材

RPMマネジャーは、RPMファンドおよびRPMマスター・ファンドの資産運用に関して依拠する投資アドバイスに大きく貢献している人材を有しています。かかる主要な人材の死亡、無能力、または退職により、RPMマネジャーのRPMファンドおよびRPMマスター・ファンドの資産運用に関する助言を行う能力が悪影響を受ける可能性があります。また、かかる者の代わりに適任者を採用できるという保証もありません。

限られた規制上の監督

RPMファンドは、ミューチュアル・ファンド法の第4条第(3)項に基づきケイマン諸島において登録されておりますが、かかる登録にはRPMファンドのメリットに関する詳細な調査またはケイマン諸島政府もしくはCIMAによるRPMファンドの運用実績に関する独立的監督は含まれておりません。

マスター・フィーダー・ストラクチャー

RPMファンドは、通常、「マスター・フィーダー」ストラクチャーにより投資を行います。「マスター・フィーダー」ファンド・ストラクチャーは、一定の特異なリスクを伴います。例えば、RPMマスター・ファンドに投資を行っている、より規模の小さいファンドは、より規模の大きいフィーダー

・ファンドの行為によって大きな影響を受ける可能性があります。より規模の大きいフィーダー・ファンドがRPMマスター・ファンドから撤退した場合、残存するフィーダー・ファンドの営業費用の比例按分負担分は増加し、これによりリターンは低くなります。RPMマスター・ファンドの分散性は、より規模の大きいフィーダー・ファンドの償還により低くなる可能性があります、その結果としてポートフォリオ・リスクは高まります。

全般的経済および金融状況

投資活動の成功は、株価の水準およびボラティリティ、金利および投資家のエクイティおよび金利に影響を受ける証券への参加の範囲およびタイミングに影響を及ぼす全般的経済および金融状況の影響を受けます。予想外のボラティリティ、流動性の欠如、政府の動向、通貨の切り下げ、またはRPMファンドが直接もしくは間接にポジションを保有している世界市場のその他の事象がRPMファンドの業務を行う能力を低下させ、RPMファンドに多大な損失を負わせる可能性もあります。

リスクに対する管理体制

各トレーディング・アドバイザーは、日々、RPMマネジャーが分析し承認した各自のリスク管理技術を用います。さらに、RPMマネジャーは、すべての先物取引市場のポジションを日々受領し、RPMマスター・ファンドの投資ポートフォリオに対するポジションおよびエクスポージャーの合計をRPM投資制限と対照して監視します。

トレーディング・アドバイザーは、ストップ・ロスまたは同様の損失制限技法を用いることで最終的な損失を制限するよう努めますが、RPMマスター・ファンドへの総リスク水準がRPM投資制限に反するレベルとなる場合、RPMマネジャーは、先物取引市場へのエクスポージャーを引き下げます。これは、単独のトレーディング・アドバイザーへの配分を引き下げること、またはすべてのトレーディング・アドバイザーへの配分を引き下げること、あるいはその両方を用いて行われます。RPMマネジャーは、記載されたRPM投資制限の違反以外の理由、例えば、政治的事由により、先物取引市場で過度のボラティリティが実際に起こったかまたは予想されることを理由に、リスクを引き下げよう決定することもあります。さらに、トレーディング・アドバイザーは、リスク限定行動がすばやく取れるような流動性のある先物取引市場のみにエクスポージャーを設定することもあります。

RPMマネジャーは、投資ポートフォリオのリスク査定のためにいくつかの手法を用います。かかる手法には、ポートフォリオ、市場セクターおよび個別のポジション・レベルに関するバリュー・アット・リスク（以下「VaR」といいます。）の日々の算出が含まれます。VaRは、各トレーディング・アドバイザーについてもポートフォリオ、セクターおよび個別のポジション・レベルで算出します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

受益証券の満期償還日前の買戻しは、本社債の早期償還をもたらします。本社債満期日前に償還される各社債について償還手数料が徴収されます。トラストについて不測の債務が存在しない場合、受益証券1口の買戻しにつき、本社債1口が償還されます。この場合には、受益証券の買戻しを行った受益者が負担する買戻し手数料は適用される買戻日の直前の評価日が属する期間について、以下のスライド方式に従い決定されます。

評価日 (両端の日を含みます。)	受益証券1口当たりの 買戻し手数料
平成21年6月30日から 平成22年6月30日まで	受益証券の発行価格の6.9%
平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで	受益証券の発行価格の5.4%
平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	受益証券の発行価格の3.9%
平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	受益証券の発行価格の2.4%
平成25年7月1日から 平成26年6月30日まで	受益証券の発行価格の0.9%
平成26年7月1日から 満期償還日まで	ありません

本書の日付現在、買戻し手数料に対して日本国内の消費税は課されません。買戻し手数料は、買戻代金から差し引かれます。疑義を避けるため付言すると、満期償還日において買戻し手数料は課されません。

日本国内における買戻し手数料

海外における買戻し手数料と同じです。

(3)【管理報酬等】

販売報酬

販売会社は、販売報酬として、本社債により支払われる想定発行額（発行価格および報酬支払日における発行済受益証券数の積に基づき報酬計算日に当該報酬計算日と同日の評価日に買戻しが請求されている受益証券を控除せずに計算されます。以下同じです。）の年率0.15%の報酬を受領し、これは固定クーポンにより充当されます。かかる報酬は、平成21年7月（当該月を含みます。）から平成33年5月（当該月を含みます。）までの毎月、各月の最終営業日および平成33年6月15日に予定される社債の最終評価日となる最終課金日（以下、それぞれの日を「報酬計算日」といいます。）について後払いで受領します。支払は各報酬計算日の10営業日後までに行われます。報酬は想定発行額に基づき1年を365日とした実経過日数により計算されます。当該報酬は社債の当初評価日（平成21年6月30日）から発生します。

代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員報酬として、本社債により支払われる想定発行額の年率0.15%の報酬を受領し、これは固定クーポンにより充当されます。かかる報酬は、各報酬計算日について後払いで受領します。支払は各報酬計算日の10営業日後までに行われます。報酬は想定発行額に基づき1年を365日とした

実経過日数により計算されます。当該報酬は社債の当初評価日(平成21年6月30日)から発生します。

管理報酬

管理会社は、管理報酬として、運営費用報酬を使用して、報酬代行会社により支払われる5,000米ドルの年間報酬を受領します。

受託報酬

受託会社は、受託報酬として、報酬代行報酬を使用して、報酬代行会社により支払われる20,000米ドルの年間報酬を受領します。

報酬代行報酬

報酬代行会社は、発行手取金から報酬(以下「設立費用報酬」といいます。)を受領し、以下の設立費用にかかる報酬から支払います。

- () 受益証券発行に関連する募集費用(募集用書類の作成および提出に関わる費用を含みますが、これに限られません。)およびファンドのマーケティングに関わる報酬、ならびに
- () ファンドおよび受益証券の募集に関連するその他の費用(以下、総称して「設立費用」といいます。)

上記経費および費用が直接ファンドに帰属しない場合は、信託証書に従い設定された各サブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に基づき、比例按分して報酬および費用を負担します。設立費用報酬は、財務顧問会社の助言に基づき、管理会社が決定し、発行手取金の0.60%を上限とします。

さらに、報酬代行会社に対して、本社債に基づき支払われた固定クーポンを原資とした報酬(以下「運営費用報酬」といいます。)が支払われ、報酬代行会社は、かかる報酬から、管理報酬、受託報酬、副管理事務報酬、預託銀行報酬、保管報酬、監査報酬ならびに以下の報酬および費用を含むファンドの一定の継続的な営業経費および費用を支払う責任を有します。

- () 日常的な法律および監査上の経費および費用
- () 証券取引に関わるブローカー手数料および証券の発行または譲渡に関わる税金
- () 政府機関および官庁に対して支払う税金および会社経費
- () 投資家情報サービスおよび受益者集会、確認書、財務報告書およびその他の報告書、委任状、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにその他同様の募集用書類に関わる通信費、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および配付に関わる費用

運営費用報酬は、申込期間終了後、払込日以前に財務顧問会社の助言に基づき管理会社が決定します。運営費用報酬は、各報酬計算日について後払いで受領します。支払は各報酬計算日の10営業日後までに行われます。報酬は想定発行額に基づき1年を365日とした実経過日数により計算されます。当該報酬は社債の当初評価日(平成21年6月30日)から発生します。

副管理事務代行報酬

副管理事務代行会社は、副管理事務代行報酬として、運営費用報酬を使用して、報酬代行会社により支払われる総額40,000米ドルの年間報酬を受領します。副管理事務代行会社はまた、現金支払費用について、ファンドの資産から払い戻しを受けます。

預託銀行報酬

預託銀行は、預託銀行報酬として、運営費用報酬を使用して、報酬代行会社により支払われる月額150米ドルの現金口座管理報酬および1現金取引当たり15米ドルの取引報酬を受領します。

保管報酬

保管報酬が支払われる予定はありません。ただし、保管報酬が発生した場合には、保管銀行は、運営費用報酬を使用して、報酬代行会社により支払われる報酬を受領します。保管銀行はまた、現金支払費用および保管取引費用の払い戻しを受けます。

財務顧問報酬

ありません。

計算代行報酬

ありません。

平成22年2月28日に終了した会計年度中の報酬は以下の通りです。

販売報酬	73,351豪ドル
代行協会員報酬	73,351豪ドル
報酬代行報酬	216,266豪ドル
設立費用	316,895豪ドル

(4) 【その他の手数料等】

上記「(3) 管理報酬等」に記載の報酬以外に手数料等はありません。

本社債における想定上の固定クーポンならびにRPMにおける手数料および費用の要約は、以下のとおりです。

本社債における想定上の固定クーポン

本社債は本社債の元本額に対する想定上の固定クーポンを支払いますが(当初5年間は上限年率3.25%、その後は上限年率2.05%)、当該クーポンは報酬代行報酬等に充当され、ファンドには支払われません。

RPMにおける手数料および費用の要約

運用報酬

RPMファンドは、RPMマネジャーに対して、各暦月の最終営業日(それぞれを「報酬支払日」といいます。)に、後払いで月次運用報酬(以下「運用報酬」といいます。)を支払います。各報酬支払日にRPMマネジャーに支払われる運用報酬は、該当する暦月間のRPMファンドの平均純資産総額の0.375%(年率約4.5%)に相当する金額です。

成功報酬

運用報酬に加えて、報酬支払日現在、RPMファンドに(以下に定義する)新規純トレーディング利益がある場合、RPMファンドは、RPMマネジャーに対して、さらに毎月成功報酬(以下「成功報酬」といいます。)を支払います。かかる報酬は、新規純トレーディング利益(もしあれば)の8%に相当する額とし、各報酬支払日に後払いで支払われます。

「新規純トレーディング利益」とは、各報酬支払日における、(a)各報酬支払日現在のRPMファンド総資産額(以下に定義します。)から(b)直前の報酬支払日現在のRPMファンドの純資産額を差し引き、(c)(以下に定義する)繰延損失(もしあれば)を差し引いたもので、最低額をゼロとします。ただし、直前の報酬支払日以降、または最初の運用報酬の支払に係る場合はRPMファンドの参加株式が最初に発行された日以降(それぞれを「成功報酬支払期間」といいます。)に、RPMファンド株式に対する申込み(または買戻し)がある場合、成功報酬の計算のため、かかる申込み(または買戻し)金額は、直前の報酬支払日現在のRPMファンドの純資産額に付加(またはかかる純資産額から控除)されます。新規純トレーディング利益の定義において(a)から(b)および(c)を引いた金額が、(かかる定義中に最低額がゼロと記載されていることに関わらず)マイナスとなる場合、当該金額の絶対値は、翌成功報酬支払期間の「繰延損失」となります。ただし、かかる成功報酬支払期間中にRPMファンドの株式が買戻された場合、かかる繰延損失は、合理的な方法で比例按分して調整されます。

成功報酬を控除する前のRPMファンドの純資産額をRPMファンドの「資産総額」とします。

成功報酬は、各成功報酬支払期間において、RPMファンドが新規純トレーディング利益を達成した場合にのみ、支払われます。成功報酬を支払った後にRPMファンドに損失が生じた場合、RPMマネジャーは、以前にRPMファンドにより支払われたすべての成功報酬を留保する権限を有しますが、RPMファンドがかかる損失を回復し、報酬支払日において、かかる報酬支払日に終了する成功報酬支払期間に関わる新規純トレーディング利益が存在するまでは、将来の報酬支払日にさらに成功報酬を受領することはありません。

トレーディング・アドバイザー報酬

RPMマスター・ファンドは通常、トレーディング・アドバイザーに対して、その資産から、運用報酬および/または成功報酬を支払います。成功報酬は、トレーディング・アドバイザーが新規の純トレー

ディング利益を達成した場合にのみ、発生します。「トレーディング利益」とは、特定のトレーディング・アドバイザーに対し取引につき割当てられた純資産に対する(実現および未実現)損失を差引いた(実現および未実現)利益で、ブローカー手数料および運用報酬を差引いた後(ただし、適用される発生済の成功報酬および管理事務費用を控除する前)の利益のことです。かかる目的上、トレーディング利益は、トレーディング・アドバイザーに対して支払う成功報酬についての直前の期間の最終営業日から、トレーディング利益が決定される現期間の最終営業日までについて決定されます。特定のトレーディング・アドバイザーに損失が発生している場合、成功報酬は、通常、かかる損失が回復し、当該トレーディング・アドバイザーによる新規のトレーディング利益が生じるまでは、支払われません。

トレーディング・アドバイザーに対して支払われる成功報酬は、新規の純トレーディング利益の約20%で、通常、新規の純トレーディング利益の30%を上回ることはありません。トレーディング・アドバイザーに対して支払われる運用報酬は、原則として、当該トレーディング・アドバイザーの取引資産の月率0.1667%(年率約2%)で、通常、月率0.2083%(年率約2.5%)を上回ることはありません。

その他の報酬

RPMファンドは、その管理事務代行会社に対して、RPMファンドの管理事務代行報酬、設立および営業報酬ならびにその他の一般経費を支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限りまゝ。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限りまゝ。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島総督に、保証証書の日付から50年間ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに税金を課す法律はトラストには適用されない旨、および財産税または相続税の性格を有する税金は、トラストの資産もしくは所得またはかかる資産もしくは所得に係る受益者には適用されない旨の保証書を受領しています。

現行のケイマン諸島の法律は、ケイマン諸島においてトラストの利益または収益に税金が課されず、トラストの分配金は、受益者に税金を控除することなく支払われます。

ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はありません。本書の作成日の時点で、ケイマン諸島で為替管理は行われていません。免税トラストとして、トラストは、トラストの登録事務代行会社に約600米ドルの初回登録料と、600米ドルの年間料金を支払う義務を負います。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2010年 6 月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
債券	イギリス	66,322,570.95	97.86
現金・その他の資産（負債控除後）		1,447,219.62	2.14
合計 （純資産総額）		67,769,790.57 （5,088百万円）	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年 6 月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 （％）	満期日	額面金額 （豪ドル）	簿価 （豪ドル）	時価 （豪ドル）	投資 比率 （％）
1	Credit Suisse London	イギリス	債券	0.75	2021年 6 月24日	65,581,500.00	65,299,499.55	66,322,570.95	97.86

【投資不動産物件】

2010年 6 月末日現在、該当事項ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

2010年 6 月末日現在、該当事項ありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2009年7月1日から2010年6月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、次の通りです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2010年2月末日)	69,446,834.34	5,214,068,322	96.73	7,262
2009年7月末日	72,248,920.03	5,424,448,916	98.04	7,361
8月末日	74,479,197.21	5,591,898,127	101.06	7,588
9月末日	74,891,898.33	5,622,883,727	101.62	7,630
10月末日	72,157,758.18	5,417,604,484	97.91	7,351
11月末日	75,798,366.96	5,690,941,391	102.85	7,722
12月末日	70,647,689.59	5,304,228,534	95.90	7,200
2010年1月末日	69,992,064.83	5,255,004,227	95.01	7,133
2月末日	69,446,834.34	5,214,068,322	96.73	7,262
3月末日	71,130,264.60	5,340,460,266	99.51	7,471
4月末日	71,861,562.17	5,395,366,088	101.16	7,595
5月末日	67,188,706.42	5,044,528,078	98.45	7,392
6月末日	67,769,790.57	5,088,155,876	101.13	7,593

【分配の推移】

該当事項ありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第1会計年度	- 3.27%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格

* 第1会計年度の場合は、

b = 当初発行価格（100豪ドル）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、次の通りです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度	736,965 (736,965)	19,020 (19,020)	717,945 (717,945)

（注）（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在、申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

任意買戻し

受託会社は、正常な市場と流動性の状態の下で、買戻し締切時間（関連する買戻日の前月の最終暦日の13国内営業日前の午後2時30分（東京時間））の2国内営業日後までに受益者から受領した取消不能の通知により、買戻日に受益証券が存在する場合、関連する買戻日時点において、関連する買戻日の直前の評価日の純資産価額を当該評価日に発行済みの受益証券口数で除して計算される価格（当該評価日において関連純資産価額に基づいて決定される受益証券の発行または買戻しを記録する前に決定されます。）（1豪ドルセント未満を四捨五入します。）により受益証券を買戻します（対応する量の社債の買戻しに関連して課される買戻し手数料（もしあれば）が差し引かれます。）。かかる買戻し手数料は、適用ある買戻日に、買い戻された受益証券の受益者の負担となります。受託会社はその単独裁量により、買戻し締切時間の2国内営業日後を過ぎて受領した通知を翌買戻日まで持ち越し、当該翌買戻日に適用ある買戻価格にて当該受益証券を買戻することができます。ただし、受託会社はその単独裁量により指定時間を過ぎて受領した申込書を認めることができます。

管理会社が、ある買戻日につき受領したすべての買戻請求に関わる買戻金を支払うための十分な資金を創出することができないと判断した場合（適時に十分な本社債の現金化ができない場合を含みます。）、受託会社に対して、管理会社がその単独の裁量で決定する金額にかかる買戻金から減額することができます。このような場合、制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望するすべての受益者が、かかる受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。当該買戻日に買戻されなかった受益証券に関する買戻請求は、その後、上述の制限時間までに受領された受益証券に関するすべての買戻請求と合わせて、翌買戻日まで繰り越されます。よって、かかる買戻請求の対象となるすべての受益証券は、（同一の制限に従い、以下に規定の通り）買戻されます。買戻請求が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻請求に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻請求は副管理事務代行会社宛にファックスで送付されるものとします。さらに、買戻請求書の原本は、国際郵便で副管理事務代行会社宛に送付されるものとします。

受託会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、管理会社またはその適式に授權された代理人または受託者のいずれも、送付された請求書の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

買戻代金の決済額は、関係する買戻日後4国内営業日目までに、副管理事務代行会社から日本における販売会社に支払われます。支払は豪ドル建てで電信送金により行われ、そのリスクおよび費用は副管理事務代行会社が負担します。買戻代金は、登録された受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払は認められません。当該支払義務を満たすため短期間の当座貸越が必要とされた場合、利息はファンドの資産から銀行に支払われます。

単一の買戻日に係る純資産価額で買戻可能な受益証券の最低申込単位は1口以上1口単位です。

特定の買戻日に関する買戻請求の総額が、管理会社の単独裁量においてかかる買戻請求が有効となった場合にファンドに重大な悪影響を及ぼすと考える金額を超える場合、管理会社はその絶対的裁量で決定する期間かかる買戻しを停止するか、または買戻額を減じることができます。

一定の状況において、受託会社は、管理会社と協議の上、ファンドに関する買戻しの停止または買戻代金の支払を遅延することができます。

受託会社は、管理会社と協議の上で、残りの受益者に重大な悪影響を及ぼさずには買戻請求を充たす特定のファンドの投資対象を時宜にかなった方法で清算できない場合、および/または関連買戻日にかかる受益証券1口当たり純資産価格の計算が受託会社の義務において完了するまで、かかるファンドの受

益証券に関する買戻代金の全部または一部の支払を延期することができます。

買戻しを行う販売会社の残りの受益証券についての確認書は、通常、関連する買戻日の後に実務上可能な限り速やかに受益者に送付されます。

下記「第3 - 1 - (1) - 純資産価額の決定の停止」に定める限られた状況を除き、管理会社の承認なく買戻請求を取消すことはできません。

受益証券の満期償還日前の買戻しは、本社債の早期償還をもたらします。本社債満期日前に償還される各社債について償還手数料が徴収されます。トラストについて不測の債務が存在しない場合、受益証券1口の買戻しにつき、本社債1口が償還されます。この場合には、受益証券の買戻しを行った受益者が負担する買戻し手数料は適用される買戻日の直前の評価日が属する期間について、以下のスライド方式に従い決定されます。

評価日 (両端の日を含みます。)	受益証券1口当たりの 買戻し手数料
平成21年6月30日から 平成22年6月30日まで	受益証券の発行価格の6.9%
平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで	受益証券の発行価格の5.4%
平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	受益証券の発行価格の3.9%
平成24年7月1日から 平成25年6月30日まで	受益証券の発行価格の2.4%
平成25年7月1日から 平成26年6月30日まで	受益証券の発行価格の0.9%
平成26年7月1日から 満期償還日まで	ありません

本書の日付現在、買戻し手数料に対して日本国内の消費税は課されません。買戻し手数料は、買戻代金から差し引かれます。疑義を避けるため付言すると、満期償還日において買戻し手数料は課されません。強制買戻し

受託会社は、管理会社との協議の上、その単独裁量において、()受益証券が特定のファンドの適合性要件を充たさない者のために(直接または間接的に)保有されること、()その者が継続的に保有すること(本人によるかまたはその他の投資家との共同保有かを問いません。)が、ファンドまたはその受益者の金銭上、租税上、法律上または規制上の利益に不利となり得る者に受益証券が保有されること、または()受託会社が1または複数の受益者の受益証券の一部または全部を買戻す権利を取得する状況として特に定めるその他の状況が存在することを決定した場合、受託会社は5営業日以前に受益者に対して書面で通知を行い、通知に明記する日において、買戻時にファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、またはファンドの発行条件が買戻時に支払うことを要求する場合はその価格で、当該受益者が保有する受益証券の一部または全部を買戻すことができます。

満期償還額

各受益証券は、満期償還日において、受託会社により満期償還額で償還されます。各受益証券1口当りの満期償還額は、満期償還日に決定される純資産価額を満期償還日に発行済みの受益証券の口数で除すことにより、副管理事務代行会社の単独裁量で計算されます。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、買戻日に全部または一部の受益証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻請求は、日本における販売会社によって、管理会社の代理人へ取り次がれます。代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻しの請求を取り扱わないことがあります。

買戻請求は、関連する買戻日の前月の最終暦日の13国内営業日前の午後2時30分(東京時間)までに日本における販売会社が受領しなければなりません。買戻代金は、関連する買戻日から起算して4国内営業日目までに、副管理事務代行会社から日本における販売会社に豪ドル貨で支払われます。日本における販売会社または販売取扱会社は関連する買戻日が属する月の17国内営業日目(国内約定日)に買戻金額を日本の受益者に通知して、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、その3国内営業日日後(国内受渡日)に各受益者に対して買戻代金を支払います。

なお、買戻代金の金額に関する照会先は、日本における販売会社および販売取扱会社です。

(3) 受益証券の譲渡

受益者は、譲渡証書を記入することにより、自らが保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、関係法域もしくは該当法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則または当該時に効力あるか、受託会社が別途に要求する受託会社の方針を遵守するため、受託会社、管理会社、販売会社、財務顧問会社または副管理事務代行会社が要求する情報を前もって提供し、また受託会社またはその適式に授權された代理人が当該譲渡に対するその事前の承諾を予め行った場合に限り、また、譲受人は、受託会社、管理会社、販売会社、財務顧問会社または副管理事務代行会社に対し、書面で以下の事項を表明することを要求されます。() 受益証券の譲渡は、ファンドの適性要件を満たす投資家に対して行われること、() 譲受人が非日本居住者(日本の外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定義されます。) であるか否か、および() 受託会社または受託会社に委任された者が自らの裁量で要求するその他の事項。

受託会社は、いずれの譲渡証書についても、譲渡人および譲受人により、またはこれらの者を代理して署名されるように要求します。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に登録されるまでの間は受益者であり、譲渡対象である受益証券にかかる権利を有するものとみなされます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

受託会社を代理する副管理事務代行会社は、基本信託証書および募集用書類に基づき、評価日および月末営業日においてファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格(1豪ドルセント未満を四捨五入)を計算するものとします。

ファンドの純資産価額はファンドの基準通貨(豪ドル貨)建てで表示され、評価日毎に直前の評価日におけるファンドの資産価値から当該評価日までに発生したファンドの債務額を差し引いて計算されるものとします。資産および負債は以下の基準に従って評価されます。

通常、各資産の価値は受託会社または関連する財務顧問会社の判断に基づくものとします。

上場証券は、通常、慣用の報告または情報システムから得られるかまたは報告される最新の入手可能な取引価格に基づいて評価されます。価格が入手できない未上場証券および公開証券は、受託会社の決定する基準に従って評価されます。ファンドまたはトラストが投資するその他の集団投資スキームに対する投資は、通常、当該ファンドが提供する純資産価額で評価されます。財務顧問会社は、当該ファンドの裏付資産の非流動性その他の理由により、かかる評価を変更することができます。通常、デリバティブ商品は各デリバティブ商品の計算代理人が提供する価値で評価されます。負債および預託金は、経過利息を含んでまたは市場価格で評価されます。ファンドの基準通貨建てでない価額(投資対象または現金を問いません。)は、最新の入手可能な為替レート(公式か否かを問いません。)で転換されます。受託会社が上記の評価規則では公正な評価にならないと考える場合、または市場の非流動性、本国送金規制等により、ファンドが当該価額で投資対象を実現することが合理的に期待できないと考える場合、受託会社は各状況において適切とみなすその他の価額を採用または承認することができます。社債、債券または証書は、これらの計算代理人、発行体またはその他関連当事者が報告する最新の価額で評価されます。上記に基づき、各ファンドに帰属する資産、負債、収入、支出は、米国で一

般に認められる会計準則に基づき決定されます。受託会社は、ファンドの純資産価額の計算に適用する特定の会計基準を適宜決定します。

副管理事務代行会社によるファンドの純資産価額および受益証券 1 口当たり純資産価格の計算は、受益者を拘束する確定的なものですが、明白な誤りがある場合、または明白な誤りまたは不誠実が存在せず、受託会社、管理会社、財務顧問会社または副管理事務代行会社に純資産価額の決定、その他の作為または不作為にかかる債務または責任が生じる場合はこの限りではありません。

ファンドの純資産価額およびファンドの受益証券の 1 口当たり純資産価格を計算する際、副管理事務代行会社は追加照会することなく、上記のとおり提供される価格および評価に依拠するものとし、かかる依拠に関してファンドまたは受益者に対していかなる責任も負わないものとします。

なお、ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格に関する照会先は、日本における販売会社および販売取扱会社です。

純資産価額に関する重要な情報：

副管理事務代行会社により計算される純資産価額は、

- ・ 受託会社と財務顧問会社および計算代行会社との間の財務顧問・計算代行契約の定めにより、計算代行会社によって報告される本社債の評価に基づくものです。
- ・ 副管理事務代行会社が完全、確実かつ正確と考える情報源、資料およびシステムに基づくか、これらを参照するものです。
- ・ 特定の評価日において用意されるものであり、従って、市場価値もしくは価格または当該ビッド価格の決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。
- ・ 管理会社が別途決定しない限り、ファンドの評価日と同月の本社債および R P M ファンドの適用ある評価日（ファンドの評価日と異なる場合があります。）について、本社債および R P M ファンドの純資産額の情報を使用して、特定のファンドの評価日現在の純資産価額が算出されます。

純資産価額を提供し、かつ / または受益証券を買戻す受託会社の義務は、トラスト障害事由が存在しないこと（受託会社の単独裁量により決定されるところによります。）を条件とします。

本社債の価格

本社債それぞれの価格は、社債計算代行会社（以下「社債計算代行会社」といいます。）であるクレディ・スイス・インターナショナルにより、以下の方法で、その額面金額（100豪ドル）に対する割合で、決定されます。

- ・ 発行時、本社債の価格は、本社債の発行価格と同額です。
- ・ 本社債の満期日において、本社債の価格は、額面金額に対し100%か、本社債の最終評価日の参照ポートフォリオ価値のどちらか高い方に等しい額面金額に対する割合とします。
- ・ 本社債満期日前、本社債の価格は、参照ポートフォリオ価値と等しい額面金額に対する割合です。当初の参照ポートフォリオ価値は本社債発行価格に等しい割合となり、その後以下の2つの想定上の資産に対する、本社債発行以前に確定される配分実績を反映します。

(1) 現金ポートフォリオ（本社債に投資された手取金の66.70%）

(2) R P M ファンド（本社債に投資された手取金の32.87%）

現金ポートフォリオ

現金ポートフォリオは、以下の特徴を有する豪ドル建の想定上の割引預金から構成されます。

1. 現金償還額：本社債の最終評価日において、その想定金額の100%で償還される予定です。
2. 最初の5年間は、年率2.75%^(注)の想定上の固定クーポンを支払います。
3. 最終評価日に終了する本社債の残りの期間中は、年率1.55%^(注)の想定上の固定クーポンを支払います。
4. 想定金額は、1豪ドルです。

現金ポートフォリオの価格は、現金償還額と現金ポートフォリオの想定上の固定クーポンを、本社債計算代行会社が適切な豪ドルゼロクーポン債の金利とみなした利率で割引いて計算されます。その結果、本社債価格（よって受益証券価格）は、豪ドル金利の変動に影響されます。

（注）単なる予想値であり、本社債発行日以前に最終的な決定がなされます。

R P M ファンド

RPMファンドの実績は、本社債内のRPMファンドに対する配分に従い調整され、相当する影響を本社債価格に与えます。

純資産価額の決定の停止

以下の場合、受託会社は、管理会社と協議の上、その単独裁量において、ファンドの純資産価額の計算（および受益証券1口当たり純資産価格）、ファンドに関して発行される受益証券の買戻し、および/またはファンドに関して発行される受益証券の申込みを全部または一部停止すること（以下「任意停止」といいます。）を宣言することができます。

- () ファンドの資産の大部分の評価の基盤を提供する1または複数の取引所またはその他規制された市場が休日以外にもしくは休日中に閉鎖されている期間、かかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合、またはファンドの資産の重要な部分を構成する証券について取引が制限されるかもしくは停止されている場合；
- () 政治的、経済的、軍事的または金銭的事由、または受託会社または管理会社の支配、責任および権限の及ばない状況（証券取引の決済または登録の遅延を含みますがこれに限りません。）により、特定のファンドの受益者に悪影響を及ぼすこと、およびかかる受益者の利益を損なうことなくファンドの資産の処分を合理的に実行できない場合、または管理会社と協議の上、受託会社の意見によりファンドの資産にかかる公正価格が計算できない場合；
- () 通常ファンドの純資産価額の計算またはファンドの投資対象の大部分の評価に使用している手段が故障している場合、または受託会社が管理会社と協議の上、単独裁量を有するファンドの純資産価額に関して重要なファンドの資産の評価が理由を問わず迅速かつ正確に決定されない場合；
- () 外国為替規制または資金の移動に影響するその他の規制の結果、ファンドのための取引が実施されない場合、またはファンドの資産の売買、預託または引出しが通常のレートで行えない場合；
- () ファンドの終了を要求する受益者全員による書面決議が採択または提案された場合；
- () 当該停止が法律または法的な手続きにより要求される場合；または、
- () その他、関連する補遺目論見書に定める条件に従う場合。

ファンドの純資産価額の計算が任意停止される場合、当該ファンドに関して発行された受益証券の発行および買戻しならびに当該ファンドからの買戻手取金の支払も停止され、ファンドに関して発行されたかまたは発行される受益証券に関するすべての申込書および買戻請求書は任意停止直後の取引日または買戻日（もしあれば）まで繰り越されます。ファンドの受益者は、14日以上にわたる任意停止について通知されるものとします。可能であれば、実務上可能な限り速やかに任意停止期間を終了するためにあらゆる合理的な手段をとります。

受益証券の申込者または任意停止期間にファンドの受益証券の買戻しを希望する受益者は、申込書または買戻請求書（場合によります。）を撤回することができます。ただし、かかる書類は任意停止期間の終了前に副管理事務代行会社に受領されたものに限り、これらの通知が撤回されない場合、申込書または買戻請求書（場合によります。）は該当する任意停止期間の終了直後の取引日または買戻日（もしあれば）に効力を生じます。

トラスト障害事由

本社債についてアセット障害事由（本社債において定義されます。）が生じたと計算代行会社が判断した場合または本社債の流動性に悪影響を及ぼすなんらかの事由が起こったと管理会社が単独で判断した場合には、トラスト障害事由が起こったものとみなされます。

トラスト障害事由が起こった場合、計算代行会社と副管理事務代行会社は、かかる事由が消滅するまで、受託会社のために、すべての計算および決定（純資産価額、買戻代金の支払および受益証券についての他のすべての金額の計算および決定を含みますがこれに限られません。）を停止できます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日

本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、下記「(5) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、平成33年6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日としますが、当該翌営業日が翌月となる場合には当該日の前営業日とします。)まで存続します。ただし、本社債のすべてが当該営業日までに現金化されない場合、満期償還日は、受託会社の単独裁量により決定する、営業日であるその後の日まで延期されることがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年2月末日です。

(5) 【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度額はありません。

ファンドの解散

ファンドは、以下の事由が発生した場合に終了します。

(a) 信託証書に従った受益者の決議。

(b) 全受益証券の買戻し。

(c) 受託会社が少なくとも1ヶ月前までに受益者に対し以下の内容の通知を行った場合、(A)トラストを継続することが違法となる法律が成立したこと(B)受託会社が退任したい意向を受益者に通知した後後任の受託会社が任命されなかったこと、または(C)管理会社が退任した後30日間後任の管理会社が任命されなかったこと。

(d) ある評価日における純資産価額が2,000万豪ドル(約14億円)を下回り、管理会社が3か月以上前に全受益者に通知し、ファンドの終了を決定した場合。

(e) 受託会社および管理会社がファンドの終了を合意した場合(かかる場合には、受託会社と管理会社が本社債満期日前の本社債の早期償還に際して、ファンドを終了することに合意した場合を含みますがこれに限られません。)。

ファンドの終了の際、受託会社は、

(a) 受託会社が決定する条件ですべての投資対象を売却し、

(b) ファンドのすべての負債をファンドの資産から返済し、また、

(c) 受託会社が決定する慈善活動のために保有していた100米ドルを支払いまたは申請し、

(d) 残りの利益を受益者に対し、受益者が保有する受益証券の口数に比例して分配し、また、

(e) ファンドのすべての銀行口座、カストディ口座および証券口座(もしあれば)を閉鎖します。

ファンドの終了後、可能な限り早急に、受託会社は、受益者に対し、受益者が保有する受益証券の口数に比例し、ファンドの資産の現金化により発生し、かつ分配可能なすべての現金手取金を分配するものとします。ただし、受託会社は、ファンドの資産の一部をなす資金を、(終了に関連しまたは終了により生じたか否かにかかわらず、)受託会社に適切に発生したすべての費用、債務、負債、手数料、経費、請求および要求のための十分な準備金として留保することができるものとし、かかる留保された資金は、信託約款に基づき補償および免責に資するものとします。

信託証書の変更

信託証書は、受託会社および管理会社が、決議の事前承認を得た上で、証書により、信託証書の規定について変更または追加することができると定めています。さらに、受託会社は、受託会社が当該修正は以下にあたると誠実に信じた旨を受託会社が書面により証明すれば、決議を得ずとも、管理会社の事前の書面による同意を得て、信託証書を変更することができます。

(a) 全体として、受益者の利益を重大に害さないこと、

(b) 会計、制定法、もしくは公式の要件を遵守するのに必要であること、または

(c) 明白な誤りを是正するのに必要であること。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続します。

本契約は、受託会社、管理会社および保管銀行の署名した書面による同意があった場合、変更される可能性があります。

財務顧問・計算代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約することができます。

本契約は、両当事者が書面で合意し、財務顧問会社および計算代行会社が日本における販売会社に書面で事前に通知することにより、変更される可能性があります。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができます。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。販売会社または販売取扱会社から国内の投資家に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは販売会社または販売取扱会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、信託証書により招集されることが要求されている場合、または発行済み受益証券の純資産価額の25%以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求によりかかる通知に記載されている日時および場所において受益者総会を招集することができるものとし、また、本別紙の以下の規定がかかる総会に適用されます。

募集用書類の条項により規定される場合を除き、受益者総会の定足数は、当該時の発行済み全受益証券の純資産総額の25%に相当する純資産価額を有する受益証券の保有者(本人または代理人による)とします。

受益者総会においては、決議は投票(その方法は議長により指示されます。)により行われるものとし、投票の結果が総会の決議とみなされます。

投票において賛成と反対が同数の場合、総会の議長は、決定票を投じる権限を有しません。

募集用書類の条項により規定される場合を除き、すべての受益者総会において、各受益者は、自身が保有する受益証券1口当たり純資産価格(受益証券の基準通貨が米ドルでない場合は、受託会社が米ドルに換算します。)の1米ドルについて1票を有するものとし、

決議は、発行済み受益証券の純資産価額の過半数を保有する受益者の投票または書面の同意により採択されます。

決議のために受益者の受益証券1口当たり純資産価格を決定する場合、受益証券の1口当たり純資産価格は、総会開催日の直前の評価日付で決定されます。

票決において、投票は本人または代理人により行われます。

代理人を任命する証書は、指名者もしくは書面で正式に授權されたその代理人の署名のある書面、または指名者が法人の場合は社印もしくは正式に授權された役員もしくは代理人の署名のある書面とします。代理人は、受益者である必要はありません。

代理人を任命する証書は、通常の書式または受託会社が承認し得るその他の書式によるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計方針に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、平成22年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.08円、）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

貸借対照表

2010年2月28日

（豪ドルで表示）

	注記	2010年2月28日現在	
		豪ドル	千円
資産			
投資（取得価格：71,173,134豪ドル）	3	69,143,088	5,191,263
現金および現金同等物		43,091	3,235
未収利息		3,032	228
投資売却による未収入金	3	303,732	22,804
		69,492,943	5,217,530
負債			
未払報酬代行報酬	4	28,411	2,133
未払代行協会員報酬	4	8,849	664
未払販売会社報酬	4	8,849	664
		46,109	3,462
純資産		69,446,834	5,214,068
純資産の内訳			
受益者資本		71,887,058	5,397,280
累積（損）益		(2,440,224)	(183,212)
		69,446,834	5,214,068
発行済受益証券717,945口を基準とする受益証券1口当たり純資産価値	5	96.73	7,262

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

2010年6月9日、受託会社の代表として承認した。

ヴィンセント・ターニア（Vincent Ternier）統括マネジャー

BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドを代表して

（RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）の受託会社としての資格のみによる）

R P Mマネージド・フューチャーズ連動ファンド （償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のサブ・トラスト）

投資有価証券明細表

2010年 2 月28日

（豪ドルで表示）

	2010年 2 月28日現在			
	保有額面	経費 （豪ドル）	時価 （豪ドル）	純資産比率 （ % ）
クレディ・スイス・ロンドン				
元本保証債券 2021年 6 月満期	71,480,500	71,173,134	69,143,088	99.56
投資合計	71,480,500	71,173,134	69,143,088	99.56

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

損益計算書

期間：自2009年5月13日（設立日）至2010年2月28日
（豪ドルで表示）

	注記	自2009年5月13日（設立日） 至2010年2月28日	
		豪ドル	千円
投資収益			
受取利息		362,982	27,253
費用			
設立費用		316,895	23,792
報酬代行報酬	4	216,266	16,237
代行協会員報酬	4	73,351	5,507
販売会社報酬	4	73,351	5,507
		679,863	51,044
投資純（損）益		(316,881)	(23,791)
投資に係る実現・未実現純（損）益			
投資に係る実現純（損）益	3	(93,297)	(7,005)
投資に係る未実現純（損）益の変動額		(2,030,046)	(152,416)
		(2,123,343)	(159,421)
運用による純資産の純増（減）額		(2,440,224)	(183,212)

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

純資産額変動計算書

期間：自2009年5月13日（設立日）至2010年2月28日

（豪ドルで表示）

	自2009年5月13日（設立日） 至2010年2月28日	
	豪ドル	千円
運用活動		
投資純（損）益	(316,881)	(23,791)
投資に係る実現純（損）益	(93,297)	(7,005)
投資に係る未実現純（損）益の変動額	(2,030,046)	(152,416)
	(2,440,224)	(183,212)
資本取引		
期中における解約可能受益証券の発行代金	73,696,500	5,533,133
期中における解約可能受益証券の償還	(1,809,442)	(135,853)
	71,887,058	5,397,280
純資産の純増（減）額	69,446,834	5,214,068
期首現在の純資産額	-	-
期末現在の純資産額	69,446,834	5,214,068

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）
（クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）のサブ・トラスト）

キャッシュ・フロー計算書

期間：自2009年5月13日（設立日）至2010年2月28日
（豪ドルで表示）

	自2009年5月13日（設立日） 至2010年2月28日	
	豪ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増（減）額	(2,440,224)	(183,212)
運用による純資産の純増減額を、営業活動から得られた／営業活動に 使用した現金（純額）へ調整：		
投資購入	(73,379,605)	(5,509,341)
投資売却	1,981,936	148,804
未収利息の（増）減	(3,032)	(228)
投資売却による未収入金の（増）減	(303,732)	(22,804)
未払報酬代行報酬の増（減）	28,411	2,133
未払代行協会員報酬の増（減）	8,849	664
未払販売会社報酬の増（減）	8,849	664
投資に係る未実現純損（益）の変動	2,030,046	152,416
投資に係る実現純損（益）の変動	93,297	7,005
営業活動によるキャッシュ・フロー	(71,975,205)	(5,403,898)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券の発行代金	73,696,500	5,533,133
受益証券の償還支払額（買戻手数料131,238豪ドル）	(1,678,204)	(126,000)
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,018,296	5,407,134
現金および現金同等物の純増（減）額	43,091	3,235
現金および現金同等物：期首残高	-	-
現金および現金同等物：期末残高	43,091	3,235

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド (償還時豪ドル建元本確保型)
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)のサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記

2010年2月28日

(豪ドルで表示)

1. トラストの設立

RPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド (償還時豪ドル建元本確保型) (以下、「トラスト」という)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下、「マスター・トラスト」という)のサブ・トラストである。マスター・トラストは、2007年11月9日にケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2007年11月15日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2009年5月13日(設立日)に設立され、2009年6月23日に運用を開始した。マスター・トラストの登録事業所は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ウェスト・ベイ・ロード、レガッタ・オフィス・パーク、ウィンドワード#1 1階(Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor West Bay Road, Grand Cayman, Cayman Islands)に所在する。

トラストの投資目的は、本受益証券が満期償還時(当日を含む)まで保有されることを前提に、投資リターンを受益証券保有者に提供することである。そのパフォーマンスは、分別ポートフォリオ会社としてケイマン諸島に登録されたRPMSPCエンハンスド・リスク分別ポートフォリオ(以下、「RPMファンド」という)の投資成果と連動する。RPMファンドの投資目的は、主にデリバティブ商品取引を通じて長期的な元本の成長を達成することである。トラストは実質上全ての資産をクレディ・スイスのロンドン支店(以下、「本社債発行体」という)が発行する償還時元本確保型の豪ドル建社債に投資することで、投資目的の達成を追及する。

トラストの投資活動は、ケイマン諸島会社法(改訂済)に基づき2000年1月4日に設立された会社であるクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)により管理される。

トラストの受託会社および管理事務代行会社は、BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)であり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのシンガポール支店が副管理事務代行会社を務めている。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の保有者に帰属する純資産をいう。

2. 重要な会計方針

本財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「米国GAAP」という)に準拠して作成されている。トラストにより採用されている重要な会計方針は、以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたり、運営者は、財務諸表作成日現在の資産および負債の金額や偶発資産および偶発債務の開示、ならびに期間中の収益および費用の金額に影響を与える見積みおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果は、かかる見積みと異なる場合もある。

2. 重要な会計方針(続き)

(b) 投資

投資取引は約定日ベースで計上され、約定日以降は、金融資産および金融負債の公正価値の変動に伴う損益が計上される。

債券、社債または証書は、計算代理人、発行体または当該債券、社債または証書に関するその他の関連当事者が報告する最新の中値で評価される。

上記の手続きにかかわらず、通貨、適用金利、満期、市場性または管理会社が該当するとみなす他の検討事項に関して、管理会社が投資の公正な評価を反映するために調整が必要であると考える場合、管理会社は、受託会社の同意を得て、投資の評価額を調整することができる。

本社債には流通市場が存在しない。本社債発行体は本社債の価格を毎週公表し、受託会社の要請に応じて本社債の買戻しに同意している。売却価格は本社債発行体が公表した最新の評価額に基づく。

投資売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。投資に係る実現/未実現損益は、損益計算書に計上される。

(c) 設立費用

設立費用は、米国G A A Pに準拠するため、発生時に費用計上される。

(d) 外貨

豪ドル以外の外貨による取引は、取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。その他の通貨建てで組成されている資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。外貨に関わる取引から生じる実現/未実現損益がある場合には、損益計算書に計上される。

(e) 費用

投資の取得に際して発生し、その投資の取得原価に算入される取引費用を除き、すべての費用は発生主義により損益計算書に認識される。投資の売却により生じる取引費用は、売却による収入から控除される。

(f) 受益証券1口当たり純資産価値

貸借対照表に開示される受益証券1口当たり純資産価値は、マスター・トラストの信託約款に従って、トラストの純資産額を期末の発行済受益証券口数で除することにより計算される。

(g) 受益者資本

受託会社はトラストの受益証券保有者のために、マスター・トラストの信託約款と補遺目論見書の規定に従い、信託ファンドのトラストの資産を保有する。

(h) 税金

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はないため、本財務諸表に所得税は計上されていない。マスター・トラストは、ケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、利益、所得またはキャピタル・ゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。

(i) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヵ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

(j) 包括的利益

トラストには、損益計算書に開示された純損益以外の包括的な利益はない。したがって、別途、包括的利益計算書は作成していない。

2. 重要な会計方針(続き)

(k) 期中に適応した新会計基準

米国財務会計基準審議会(FASB)は、会計基準編纂書(ASC)サブトピック820-10「公正価値測定および開示」を公表し、企業が公正価値を測定するために、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づく枠組みを定め、公正価値測定に関する開示を拡大している。さらに、ASCサブトピック825-10「金融商品」を公表し、多くの金融商品および他の特定の項目について、企業が公正価値による測定を選択できる旨を規定している。これらの会計基準は2007年11月15日以降に開始する会計年度より発効し、トラストはこれら会計基準をすでに適用している。かかる適用がトラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない。

2006年7月13日、FASBはASCサブトピック740-10「法人税-総論」を公表した。これは、特定の税金引当金をどのように財務諸表に認識、測定、表示および開示するのかに関するガイダンスを提供している。

ASCサブトピック740-10では、トラストの納税申告書作成過程において、タックス・ポジションが管轄税務当局により認められる可能性が「more-likely-than-not(50%超の可能性)」かどうかを判断するために、これまでのタックス・ポジションまたは今後予想されるタックス・ポジションを評価することを要求している。「more-likely-than-not」基準を満たしていないとみなされたタックス・ポジションは、当会計年度の税金費用として計上される。非公開企業については、ASCサブトピック740-10の要件を十分に反映させた完全な財務諸表を公表している企業、あるいは米国GAAPに基づく報告を行っている公開企業の非公開子会社である場合を除き、ASCサブトピック740-10の採用が延期される。ASCサブトピック740-10は、2008年12月15日以降に開始する会計期間に適用しなければならない。現在、運営者はASCサブトピック740-10を適用しており、トラストへの重大な影響はない。

2009年6月、FASBは米国GAAPの権威ある唯一のソースとして会計基準編纂書(ASC)を公表した。ASCは、2009年9月16日以降に終了する期中および年度会計期間に関わる財務諸表に適用される。これにより、FASBは今後、FASB基準書、FASB職員意見書、または発生問題専門委員会要約書の形式による新会計基準の公表は行わない。代わりに、会計基準アップデート(ASU)を発表し、ASCの更新、およびかかる修正の背景説明や結論根拠の提供を行う。また、米証券取引委員会(SEC)が公表するルールおよび解釈指針は、引き続きSEC登録企業に対して効力を有する。

ASCは米国GAAPの変更を意図したものではなく、権威ある会計基準の適用指針の編纂、公表、参照の方法を変更するものである。本財務諸表はこれら変更を反映している。

2009年5月、FASBは「後発事象」に関する適用指針を更新した。新たに追加された指針は以下の各項目について定めたものである。

- (1) 報告主体の経営陣が、貸借対照表日以降、財務諸表において認識または開示する可能性のある事象や取引を評価する期間。
- (2) 企業が財務諸表において貸借対照表日以降に起こる事象や取引を認識すべき条件。
- (3) 企業が貸借対照表日以降に起こる事象や取引について行うべき開示。

本指針は2009年6月16日以降に終了する期中および年度会計期間に関わる財務諸表に適用される。かかる適用がトラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない。

3. 金融商品および付随するリスク

トラストは通常の業務において、本社債発行体が発行する本社債を購入するが、これは市場リスク、信用リスク、および流動性リスクをもたらし、その金額が財務諸表から明らかにならない場合がある。

3. 金融商品および付随するリスク（続き）

市場リスクとは、金利、外国為替レートおよび株価などの時価の変動が、トラストの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。時価で評価される金融商品において、トラストは市場リスクにさらされている。特にこうした金融商品の最終的な売却価格が、貸借対照表日における推定時価評価と異なる可能性が生じるというリスクがある。

信用リスクとは、取引相手が債務不履行となるリスクのことである。通常、取引に非上場の金融商品が含まれている場合、非上場の金融商品の取引相手は、取引清算会社を裏付けとしていないため、信用リスクがより高くなる。潜在的に、トラストを信用リスクにさらしている金融資産は、現金、外貨建て現金同等物、MMF、私募証券である。しかし、これら現金および投資は、評価の高い金融機関に保管されており、受託会社は、現金部分からの重大な損失は予想していない。

トラストの金融商品には、組織された公の市場で取引されない、一般に流動性が著しく低い未上場の仕組債への投資が含まれている。トラストはこれら仕組債の唯一の投資家である。したがって、トラストは、流動化の要請があった場合、または特定の発行体の信用力低下といったイベントが発生した場合に、こうした商品を公正価値に近い金額で速やかに流動化することが困難となる可能性が高い。これらの投資は、注記2(b)に記載された方針に従って評価される。このような評価には固有の不確実性があるため、推定された評価は、近い将来最終的に認識される金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

2010年2月28日現在、トラストが保有する投資資産はトラストの純資産総額の99.56%に相当し、その公正価値は、不透明性の高い金融市場において、管理会社が誠意をもって測定した結果、69,143,088豪ドルと算定される。公正価値の測定にあたっては、未監査の財務データを一部採用しているものもある。また、代替的な公正価値測定方法を用いることにより、財務諸表に記載される投資資産の公正価値測定額とは異なる場合がある。

トラストは2009年5月13日よりFASBのASCサブトピック820-10「公正価値測定および開示」を適用している。ASCサブトピック820-10では、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大している。公正価値は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取ることになる価格、または負債の移転のために支払うことになる価格（出口価格）として定義される。ASCサブトピック820-10において重視される点は、公正価値が市場ベースの測定によるものであり、市場参加者が資産または負債を価格付けする際に用いる仮定に基づいて決定される、ということである。

ASCサブトピック820-10では、公正価値測定における市場参加者の仮定のベースとして、公正価値ヒエラルキーを設定しており、これにより、(1)トラストから独立した情報源から入手した市場データに基づく市場参加者の仮定（観察可能なインプット）、および(2)その状況において用いることのできる最善の情報に基づいた市場参加者の仮定についての、トラスト自身の仮定（観察不能なインプット）とに識別される。公正価値を測定するために用いられる評価技法においては、観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にしなければならないとされる。

公正価値ヒエラルキーでは、公正価値を測定するために用いられる評価技法へのインプットとして、以下の3つのレベルに分類し、優先順位付けしている。

レベル1のインプットとは、測定日において、トラストがアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債に関する（無修正の）公表価格をいう。資産または負債の活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度かつ数量で資産または負債の取引が行われている市場をいう。

レベル2のインプットとは、資産又は負債について直接または間接的に観察可能なもので、かつ、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットをいう。資産または負債が特定の（契約）期間を有している場合、レベル2のインプットは、実質的に資産または負債の全体の期間にわたり観察可能でなければならない。レベル2のインプットには、以下のものが含まれる。

３．金融商品および付随するリスク（続き）

- (a) 活発な市場における、類似の資産／負債の公表価格
- (b) 活発ではない市場における、同一または類似の資産／負債の公表価格
- (c) 資産／負債の公表価格以外の観察可能なインプット
- (d) 相関関係またはその他の手段を用いて、観察可能な市場データから主に導き出された、または裏付けられたインプット

レベル３のインプットとは、資産または負債に関する観察不能なインプットをいう。観察不能なインプットは、観察可能なインプットが入手できない場合にのみ用いるものとし、これにより測定日において資産または負債に関する市場活動が（あるとしても）ほとんど行われていないような状況を考慮に入れることができる。観察不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を価格算定する際に用いる仮定（リスクについての仮定を含む）についての、トラスト自身の仮定を反映し、トラスト自身のデータを含む、その状況において入手可能な最善の情報に基づいて設定する。ただし、市場参加者の仮定は無視されてはならず、したがって、市場参加者が異なる仮定を用いることを示すような情報が、不当な費用と努力を払うことなしに合理的に入手可能な場合には、観察不能なインプットを設定するにあたり、トラスト自身のデータを調整する。

A S C サブトピック 820 - 10 における公正価値ヒエラルキーでは、最も優先順位が高いものをレベル１のインプット、最も低いものをレベル３のインプットとしている。

A S C サブトピック 820 - 10 の公正価値ヒエラルキーに基づいて測定された、2010年２月28日現在におけるトラストの投資資産の評価は以下のとおり。

資産の種類	活発な市場における同一 資産の公表価格 (レベル１)	重要なその他の観察可 能なインプット (レベル２)	重要な観察不能なイン プット (レベル３)	評価額 (2010年２月28日現在)
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
仕組債 (公正価値)	-	-	69,143,088	69,143,088

レベル３のインプットを用いた公正価値の測定による、2010年２月28日終了の会計期間における投資額の変動は以下のとおり。

資産の種類	評価額 (2009年５月13日 現在：設立日)	実現・未実現純 (損)益	投資の増加および 売却(純額)	評価額 (2010年２月28日 現在)	2010年２月28日現 在保有する投資 の、期中の未実現 (損)益の変動
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
仕組債 (公正価値)	-	(2,276,247)*	71,419,335	69,143,088	(2,030,046)

期中におけるレベル３資産の構成の変化はない。

* 上記表における実現損益の金額は、受益証券保有者が負担する買戻手数料（2010年２月期会計年度：152,904豪ドル、うち21,666豪ドルの未決済買戻手数料は投資売却による未収入金に計上）を含む。ただし、この金額は、注記５に述べられているように受益証券保有者に請求されるため、損益計算書の実現損益には含めない。

4. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、関係当事者間で同意された条件による重要な関連当事者間取引は、以下のとおりである。

報酬代行報酬

報酬代行会社には、「設立費用報酬」が支払われるものとし、これは発行手取金から差し引いて支払われる。

また、報酬代行会社には「運営費用報酬」も支払われるものとし、これは本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。運営費用報酬は、本ファンドの想定残高に対して年率約0.50%とする。

代行協会員報酬

本ファンドの想定残高に対して年率0.15%の報酬が代行協会員に支払われるものとする。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

販売会社報酬

本ファンドの想定残高に対して年率0.15%の報酬が販売会社に支払われるものとする。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

5. 受益証券の発行および買戻

期間中の受益証券口数の変動は、以下のとおりである。

自2009年5月13日(設立日)
至2010年2月28日

発行口数	736,965
買戻口数	(19,020)
発行済受益証券口数(期末現在)	717,945

投資家は月に1度管理会社に買戻請求を行うことができる。

買戻価格は、買戻日直前の評価日における純資産価値を、かかる評価日における発行済受益証券口数で除し、さらに該当する買戻手数料を差し引いて求められる金額とする。

受益証券保有者は以下の各期間における本受益証券の買い戻しについて、該当する買戻手数料を支払う。

- 2009年6月30日から2010年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 1口当たり100豪ドルの本社債額面(以下、「本社債額面」という。)に対して6.9%
- 2010年7月1日から2011年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面の5.4%
- 2011年7月1日から2012年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面の3.9%
- 2012年7月1日から2013年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面の2.4%
- 2013年7月1日から2014年6月30日(いずれも当日を含む)まで: 本社債額面の0.9%
- 2014年7月1日から最終償還日(いずれも当日を含む)まで: なし

買戻手数料は受益証券保有者に支払われる買戻価格から控除される。

6．分配

当会計期間中および本報告書の作成日現在に至るまで、受託会社は受益証券保有者に分配を行っていない。

7．財務ハイライト

自2009年5月13日（設立日）
至2010年2月28日

豪ドル

受益証券1口当たりの運用実績：

受益証券1口当たりの純資産価値（期首現在）	100.00
-----------------------	--------

投資運用からの受益証券1口当たり（損）益⁽¹⁾

投資純（損）益	(0.43)
---------	--------

投資に係る実現純（損）益	(0.13)
--------------	--------

投資に係る未実現純（損）益	(2.71)
---------------	--------

(3.27)

受益証券1口当たりの純資産価値（期末現在）	96.73
-----------------------	-------

総利回り： ⁽²⁾	(3.27%)
----------------------	---------

平均純資産額に対する割合：⁽³⁾

運用およびその他費用	0.94%
------------	-------

投資純（損）益	(0.44%)
---------	---------

⁽¹⁾ 受益証券1口当たり投資純損益は、期間中の各月末現在の平均発行済受益証券口数を用いて計算される。投資取引による受益証券1口当たり未実現純損益は、期間中に不均衡な受益証券の発行や償還、および不均衡な損益の認識が行われることから、受益証券1口当たり純資産価値の変動と、表示されたその他の受益証券1口当たりの情報とを一致させるために必要な金額である。

⁽²⁾ 受益証券の総利回りは、受益証券1口当たりの期末現在の純資産価値と期首現在の純資産価値とを比較することにより計算され、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。各投資家の利回りは、資本取引のタイミングにより、これらとは異なることがある。

⁽³⁾ 平均純資産額は、各月末に測定される加重平均純資産額を用いて決定されており、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。

8．後発事象

運営者は、貸借対照表日から本財務諸表の作成日（2010年6月9日）までの期間におけるすべての後発事象の評価を行い、本財務諸表に対する注記に記載されている内容を除き、公開または調整すべき後発事象は皆無であると判断している。

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Assets and Liabilities

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

	Note	As at February 28, 2010
		AUD
Assets		
Investments (cost: AUD 71,173,134)	3	69,143,088
Cash and cash equivalents		43,091
Interest receivable		3,032
Receivable from investments sold	3	303,732
		69,492,943
Liabilities		
Fee agent fee payable	4	28,411
Agent member fee payable	4	8,849
Distribution fee payable	4	8,849
		46,109
Net assets		69,446,834
Analysis of net assets		
Unitholders' capital		71,887,058
Accumulated gains/(losses)		(2,440,224)
		69,446,834
Net asset value per unit, based on 717,945 units outstanding	5	96.73

See accompanying notes to financial statements.

Approved on behalf of the Trustee on June 9, 2010

Vincent Ternier - General Manager

On behalf of BNY Fund Management (Cayman) Limited

Solely in its capacity as Trustee to RPM Managed Futures linked Fund II

(Principal Protected on Maturity in AUD)

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Schedule of Investments

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

As at February 28, 2010				
	Units	Cost	Fair value	% of net assets
		AUD	AUD	
Credit Suisse London				
Principal Protected Notes due June 2021	71,480,500	71,173,134	69,143,088	99.56
Total investments	71,480,500	71,173,134	69,143,088	99.56

See accompanying notes to financial statements.

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Operations

For the period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

	Note	Period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010
		AUD
Investment income		
Interest income		362,982
Less: Expenses		
Organisation fees		316,895
Fee agent fees	4	216,266
Agent member fees	4	73,351
Distribution fees	4	73,351
		679,863
Net investment income/(loss)		(316,881)
Net realized and unrealized gain/(loss) on investments		
Net realized gain/(loss) on investments	3	(93,297)
Movement in net unrealized gain/(loss) on investments		(2,030,046)
		(2,123,343)
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations		(2,440,224)

See accompanying notes to financial statements.

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Changes in Net Assets

For the period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

	Period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010
	AUD
Operating activities	
Net investment income/(loss)	(316,881)
Net realized gain/(loss) on investments	(93,297)
Movement in net unrealized gain/(loss) on investments	(2,030,046)
	(2,440,224)
Capital transactions	
Issue of redeemable units during the period	73,696,500
Redemption of redeemable units during the period	(1,809,442)
	71,887,058
Net increase/(decrease) in net assets for the period	69,446,834
Net assets at beginning of the period	-
Net assets at end of the period	69,446,834

See accompanying notes to financial statements.

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Statement of Cash Flows

For the period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

	Period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010
	AUD
Cash provided by/(applied in):	
Operating activities	
Net increase/(decrease) in net assets resulting from operations	(2,440,224)
Adjustments to reconcile net increase/(decrease) in net assets from operations to net cash provided by/(used in) operating activities:	
Purchase of investments	(73,379,605)
Sale of investments	1,981,936
(Increase)/decrease in interest receivable	(3,032)
(Increase)/decrease in receivable from investments sold	(303,732)
Increase/(decrease) in fee agent fee payable	28,411
Increase/(decrease) in agent member fee payable	8,849
Increase/(decrease) in distribution fee payable	8,849
Movement in net unrealized (gain)/loss on investments	2,030,046
Net realized (gain)/loss on investments	93,297
Net cash provided by/(used in) operating activities	(71,975,205)
Financing activities	
Proceeds from issue of units	73,696,500
Payments on redemption of units (net of redemption fee of AUD 131,238)	(1,678,204)
Net cash provided by/(used in) financing activities	72,018,296
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	43,091
Cash and cash equivalents at beginning of the period	-
Cash and cash equivalents at end of the period	43,091

See accompanying notes to financial statements

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

1. Establishment of trust

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD) (the "Trust") is a sub-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II (the "Master Trust"). The Master Trust is an exempted trust registered under the Trust Laws of the Cayman Islands on November 9, 2007 and registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on November 15, 2007. The Trust was established on May 13, 2009 (Date of Establishment) and commenced operations on June 23, 2009. The registered office of the Master Trust is Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor, West Bay Road, Grand Cayman, Cayman Islands.

The investment objective of the Trust is to provide unitholders with a return which, assuming the units are held until and including the Final Redemption Date, is linked to the performance of RPM SPC Enhanced Risk Segregated Portfolio (the "Fund"), a company registered as a segregated portfolio company in the Cayman Islands. The Fund aims to achieve long-term capital appreciation primarily through trading of derivative instruments. The Trust pursues its investment objective through the investment of substantially all of its assets in certain notes issued by Credit Suisse, London Branch (the "Notes Issuer") that are 100% principal protected in AUD at maturity.

The Trust's investment activities are managed by Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Manager"), a company incorporated under the Companies Law (as amended) of the Cayman Islands on January 4, 2000.

The Trust's trustee and administrator is BNY Fund Management (Cayman) Limited (the "Trustee") and The Bank of New York Mellon, Singapore Branch, acts as the sub-administrator.

All references to net assets throughout this document refer to net assets attributable to holders of redeemable units unless otherwise stated.

2. Significant accounting policies

These financial statements are prepared in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"). The significant accounting policies adopted by the Trust are as follows:

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(a) Use of estimates

The preparation of financial statements in conformity with US GAAP requires the management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the period. Actual results could differ from those estimates.

(b) Investments

Investment transactions are recorded on a trade date basis. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets and liabilities are recorded.

Any bond, note or certificate may be valued at the last mid-price reported by the calculation agent, issuer or other relevant party for such note, bond or certificate.

Notwithstanding the foregoing procedures, the Manager may with the consent of the Trustee adjust the value of any investment if, having regard to currency, applicable rate of interest, maturity, marketability or other considerations the Manager deems relevant, it considers that such adjustment is required to reflect the fair value of the investments.

There is no active secondary market for the Notes. The Notes Issuer publishes weekly prices of these Notes and has agreed to repurchase these Notes upon request by the Trustee. The selling price will be based on the last valuation price published by the Notes Issuer.

Realized gains and losses on sale of investments are calculated using the weighted average cost method. Realized and unrealized gains and losses on investments are recorded in the statement of operations.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(c) Organisation expenses

Organisation expenses are expensed as incurred in order to comply with US GAAP.

(d) Foreign currencies

Transactions involving foreign currencies other than the Australian Dollar are translated into Australian Dollars at the exchange rates ruling at the date of the transaction. All assets and liabilities originating in other currencies are translated at the applicable exchange rates at the date of the statement of assets and liabilities. Realized and unrealized gains and losses arising from the transactions involving foreign currencies, if any, are included in the statement of operations.

(e) Expenses

All expenses are recognised in the statement of operations on an accrual basis except for transaction costs incurred in the acquisition of an investment, which are included within the cost of that investment. Transaction costs incurred on the disposal of investments are deducted from the proceeds on sale.

(f) Net asset value per unit

The net asset value per unit disclosed on the statement of assets and liabilities is calculated in accordance with the Master Trust Deed by dividing the Trust's net assets by the number of units outstanding at the period end.

(g) Unitholders' capital

The Trustee stands possessed of the assets of the Trust in a trust fund for the Trust's unitholders subject to the provisions of the Master Trust Deed and the Supplemental Information Memorandum.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(h) Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements. The Master Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local taxation on profits, income or gains for a period of fifty (50) years from the date of the establishment of the Master Trust.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise amounts deposited into current accounts with original maturities of three months or less.

(j) Comprehensive income

The Trust has no comprehensive income other than the net gain or loss disclosed in the statement of operations. Therefore, a separate statement of comprehensive income has not been prepared.

(k) New accounting pronouncements adopted during the period

The Financial Accounting Standards Board (FASB) has issued FASB ASC Sub-topic 820-10, Fair Value Measurements and Disclosures, which establishes a framework under generally accepted accounting principles for entities to measure fair value and expands the disclosures about fair value measurements. The FASB has also issued FASB ASC Sub-topic 825-10 Financial Instruments which permits entities to choose to measure many financial instruments and certain other items at fair value. These standards are effective for fiscal years beginning after November 15, 2007. These standards have been adopted by the Trust. The adoption did not have a material impact on the Trust's financial statements.

On July 13, 2006, FASB released FASB ASC Sub-topic 740-10, Income Taxes - Overall which provides guidance for how certain tax provisions should be recognised, measured, presented and disclosed in the financial statements.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(k) New accounting pronouncements adopted during the period (continued)

ASC Sub-topic 740-10 requires the evaluation of tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Trust's tax returns to determine whether the tax positions are "more-likely-than-not" of being sustained by the applicable tax authority. Tax positions not deemed to meet a more-likely-than-not threshold would be recorded as a tax expense in the current period. Adoption of ASC Sub-topic 740-10 has been deferred for non-public entities, unless they have already issued a complete set of financial statements fully reflecting ASC Sub-topic 740-10's requirements or are non-public subsidiaries of public entities that report under US GAAP. The adoption of ASC Sub-topic 740-10 is required for fiscal periods beginning after December 15, 2008. Management have adopted ASC Sub-topic 740-10 and there is no material impact to the Trust.

In June 2009, FASB established the FASB Accounting Standards Codification (Codification or ASC) as the single authoritative source of US GAAP. The Codification is effective for financial statements issued for interim and annual periods ending after September 15, 2009. Under the Codification, the FASB will not issue new accounting standards in the form of Standards, FASB Staff Positions or Emerging Issues Task Force Abstracts. The FASB will issue Accounting Standards Updates (ASU) which will serve to update the Codification, provide background information about the guidance and provide the basis for conclusions on the changes to the Codification. United States (US) Securities and Exchange Commission (SEC) rules and interpretive releases remain in force for SEC registrants.

The Codification is not intended to change US GAAP, but it will change the manner in which authoritative accounting guidance is organized, presented and referenced. These financial statements reflect these changes.

In May 2009, FASB updated accounting guidance regarding subsequent events. The update provides additional guidance on:

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

2. Significant accounting policies (continued)

(k) New accounting pronouncements adopted during the period (continued)

- (i) the period after the date of the statement of assets and liabilities during which management of a reporting entity shall evaluate events or transactions that may occur for potential recognition or disclosure in the financial statements;
- (ii) the circumstances under which an entity shall recognize events or transactions occurring after the date of the statement of assets and liabilities in its financial statements; and
- (iii) the disclosures that an entity shall make about events or transactions that occurred after the date of the statement of assets and liabilities.

The guidance was effective prospectively for interim and annual reporting periods ending after June 15, 2009. The adoption of the guidance did not have a material impact on the Trust's financial statements.

3. Financial instruments and associated risks

In the normal course of its business, the Trust purchased the Notes issued by the Notes Issuer, which may result in market, credit and liquidity risks, the amount of which is not apparent from the financial statements.

Market risk is the risk that changes in market prices, such as interest rates, foreign exchange rates and equity prices will affect the positions held by the Trust. The Trust is exposed to market risk on financial instruments that are valued at market prices. Specifically, a risk exists that the ultimate selling price of such financial instruments may differ from their estimated fair market values at the date of the statement of assets and liabilities.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

3. Financial instruments and associated risks (continued)

Credit risk is the risk of counterparty default. Credit risk is generally higher when a non-exchange traded financial instrument is involved because the counterparty for non-exchange traded financial instruments is not backed by an exchange-clearing house. Financial assets that potentially expose the Trust to credit risk are cash and cash equivalents denominated in foreign currencies, investments in money market funds and privately issued securities. Since all cash and investments are held at reputable financial institutions, the Trustee does not anticipate any material loss from cash exposures.

The Trust's financial instruments include investments in unlisted structured notes which are not traded in an organised public market and which generally may be illiquid. The Trust is the sole investor of these Notes. As a result, the Trust may not be able to quickly liquidate its investments in these instruments at an amount close to its fair value in order to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the credit worthiness of any particular issuer. These investments are valued in accordance with the policies described in note 2(b). Because of the inherent uncertainty in these valuations, it is possible that the estimated values may differ significantly from the amount that might ultimately be realized in the near term and the difference could be material.

At February 28, 2010, the Trust had investments valued at AUD 69,143,088 representing 99.56% of its net assets, whose values are estimated in good faith by the Manager in the absence of a readily ascertainable market. Some of these estimates are in part derived from unaudited financial information. Alternative valuation methods may result in fair value estimates of investments that are significantly different to those presented in the financial statements.

On May 13, 2009, the Trust adopted FASB ASC 820-10 Fair Value Measurements, which defines fair value, establishes a framework for measuring fair value and expands disclosures about fair value measurements. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date (an exit price). ASC Sub-topic 820-10 emphasizes that fair value is a market-based measurement that should be determined based on the assumptions market participants would use in pricing the asset or liability.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

3. Financial instruments and associated risks (continued)

As a basis for considering market participant assumptions in fair value measurements, ASC Sub-topic 820-10 establishes a fair value hierarchy that distinguishes between (1) market participant assumptions developed based on market data obtained from sources independent of the Trust (observable inputs) and (2) the Trust's own assumptions about market participant assumptions developed based on the best information available in the circumstances (unobservable inputs). Valuation techniques used to measure fair value shall maximise the use of observable inputs and minimise the use of unobservable inputs.

The fair value hierarchy prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value into three broad levels, as follows:

Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the Trust has the ability to access at the measurement date. An active market for the asset or liability is a market in which transactions for the asset or liability occur with sufficient frequency and volume to provide information on an ongoing basis.

Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly. If the asset or liability has a specified (contractual) term, a Level 2 input must be observable for substantially the full term of the asset or liability. Level 2 inputs include the following:

- a. Quoted prices for similar assets or liabilities in active markets;
- b. Quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets which are not active;
- c. Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability; and
- d. Inputs that are derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

3. Financial instruments and associated risks (continued)

Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability. Unobservable inputs are used to measure fair value to the extent that observable inputs are not available, thereby allowing for situations in which there is little, if any, market activity for the asset or liability at the measurement date. Unobservable inputs reflect the Trust's own assumptions about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability (including assumptions about risk). Unobservable inputs are developed based on the best information available in the circumstances, which might include the Trust's own data. However, market participant assumptions cannot be ignored and, accordingly, the Trust's own data used to develop unobservable inputs are adjusted if information is reasonably available without undue cost and effort that indicates that market participants would use different assumptions.

The fair value hierarchy of ASC Sub-topic 820-10 gives the highest priority to Level 1 inputs and the lowest priority to Level 3 inputs.

The following table summarizes the valuation of the Trust's investments in accordance with the ASC Sub-topic 820-10 fair value hierarchy as of February 28, 2010:

Assets	Quoted prices in active market for identical assets (Level 1)	Significant other observable inputs (Level 2)	Significant unobservable inputs (Level 3)	Balance, February 28, 2010
	AUD	AUD	AUD	AUD
Investments in structured notes, at fair value	-	-	69,143,088	69,143,088

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

3. Financial instruments and associated risks (continued)

Changes in investments measured at fair value using Level 3 inputs for the period ended February 28, 2010 are as follows:

Assets	Balance May 13, 2009 (Date of Establishment)	Realized and unrealized gains/(losses), net	Additions and disposals of investments, net	Balance February 28, 2010	Changes in unrealized gains/(losses) in the period for investments still held at February 28, 2010
	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
Investments in structured notes, at fair value	-	(2,276,247)*	71,419,335	69,143,088	(2,030,046)

There were no transfers in and out of level 3 during the period.

* The realized gains/(losses) presented in this table include the redemption fees borne by the unitholder which amounted to AUD152,904 for the period ended February 28, 2010 of which the unsettled redemption fees of AUD 21,666 is included in receivable from investments sold. These redemption fees are not included in the realized gains/(losses) in the statement of operations since they will be charged back to the unitholder as discussed in note 5.

4. Related party transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Other than as disclosed elsewhere in these financial statements, the significant related party transactions, on terms agreed between the parties concerned, were as follows:

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

4. Related party transactions (continued)

Fee Agent Fee

The Fee Agent will be paid a fee (the "Formation Expenses Fee") deducted from the subscription proceeds.

The Fee Agent will also be paid a fee (the "Operational Costs Fee"), which shall be funded by the fixed coupons payable under the Notes. The Operational Costs Fee is approximately 0.50% per annum of the Notional Outstanding Amount.

Agent Member Company Fee

A fee of 0.15% per annum of the Notional Outstanding Amount is payable to the Agent Company, which shall be funded by the fixed coupons payable under the Notes.

Distribution Fee

A fee of 0.15% per annum of the Notional Outstanding Amount is payable to the Distributor, which shall be funded by the fixed coupons payable under the Notes.

5. Subscription and redemption of units

The movements in the number of units during the period are as follows:

	Period from May 13, 2009 (Date of Establishment) to February 28, 2010
Issued during the period	736,965
Redeemed during the period	(19,020)
Outstanding units at end of the period	717,945

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

5. Subscription and redemption of units (continued)

An investor may make a redemption request to the Manager once a month. The redemption price is calculated by dividing the relevant net asset value as at the valuation day immediately prior to the relevant redemption day by the number of units in issue on such valuation day less any applicable redemption fee.

A redemption fee is payable by each unitholder on the redemption of units on the relevant redemption date on a sliding scale, as explained below:

- From (and including) June 30, 2009 to (and including) June 30, 2010: 6.9% of the 100 AUD Note denomination (the "Note Denomination")
- From (and including) July 1, 2010 to (and including) June 30, 2011: 5.4% of the Note Denomination
- From (and including) July 1, 2011 to (and including) June 30, 2012: 3.9% of the Note Denomination
- From (and including) July 1, 2012 to (and including) June 30, 2013: 2.4% of the Note Denomination
- From (and including) July 1, 2013 to (and including) June 30, 2014: 0.9% of the Note Denomination
- From (and including) July 1, 2014 to (and including) the final redemption date: None

The redemption fee will be deducted from the redemption amount paid to the redeeming unitholder.

6. Distributions

During the financial period and up to the date of this report, the Trustee did not make any distributions to the unitholders.

RPM Managed Futures linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

7. Financial highlights

Period from May 13, 2009
(Date of Establishment) to
February 28, 2010

AUD

Per unit operating performance:

Net asset value per unit at the beginning of the period	100.00
Income/(loss) per unit from investment operations ⁽¹⁾	
Net investment income/(loss)	(0.43)
Net realized gain/(loss) on investments	(0.13)
Net unrealized gain/(loss) on investments	(2.71)
	(3.27)
Net asset value per unit at end of the period	96.73
Total return: ⁽²⁾	(3.27%)
Ratio to average net assets: ⁽³⁾	
Operating and other expenses	0.94%
Net investment income/(loss)	(0.44%)

⁽¹⁾ Per unit net investment income/(loss) is calculated using the average of the units outstanding at the end of each month during the period. Per unit net unrealized gain/(loss) from investment transactions is the amount necessary to reconcile the change in net asset value per unit with the other per unit information presented because of the disproportionate number of unit subscriptions and redemptions as well as the disproportionate gains or losses recognition during the period.

RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD)

(A Sub-Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II)

Notes to the Financial Statements

February 28, 2010

(stated in Australian Dollars)

7. Financial highlights (continued)

- (2) Total return is calculated for the units by comparing the ending NAV per unit to the beginning NAV per unit and is neither annualised for periods in excess of one year nor prorated for periods lesser than twelve months. An individual investor's return may vary from these based on the timing of capital transactions.
- (3) Average net assets are determined using the weighted average net assets measured at the end of each month, and is neither annualised for periods in excess of one year, nor prorated for periods lesser than twelve months.

8. Subsequent events

Management has evaluated all subsequent transactions and events after the date of the statement of assets and liabilities through June 9, 2010, the date on which these financial statements were issued and, except as already included in the notes to these financial statements, management has determined that no additional items require disclosures and/or adjustments.

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書をご参照ください。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの投資有価証券明細表をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2010年6月末日現在）

	豪ドル（ を除く ）	円（単位：千円（ 、 を 除く ））
・ 資産総額	67,816,699.32	5,091,678
・ 負債総額	46,908.75	3,522
・ 純資産総額（ - ）	67,769,790.57	5,088,156
・ 発行済口数	670,125口	
・ 1口当たり純資産価格（ / ）	101.13	7,593円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店)

取扱場所 シンガポール 239920、UEスクエア #12-01、クレメンソー通り 83

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

1. 受託会社は、信託証書により招集されることが要求されている場合、または発行済み受益証券の純資産価額の25%以上を保有していると登録されている受益者の書面による要求によりかかる通知に記載されている日時および場所において受益者総会を招集することができるものとし、また、以下の規定がかかる総会に適用されます。
2. 受益者に対し、少なくとも7日前までに(送達がなされたとみなされる日から起算します。)総会の場所、日時および総会において提案される予定の決議案が記載されている通知を付与しなければなりません。すべての受益者による同意により、かかる総会は、これより遅い通知によりまたは通知なしで、また、受益者が適切とみなす方法で、招集され得るものとします。
3. 過失により受益者に対し総会に関する通知が付与されなかった場合、または受益者が総会に関する通知を受領しなかった場合も総会の議事は無効にはならないものとします。
4. 受託会社により書面で指名された者は、総会に出席し、かつ発言する権利を有します。
5. 募集用書類の条項により規定される場合を除き、受益者総会の定足数は、当該時の発行済み全受益証券の純資産総額の25%に相当する純資産価額を有する受益証券の保有者(本人または代理人によります)とします。
6. いずれかの受益者総会の指定時間以後、30分以内に定足数が満たされない場合、(受益者の要求に応じ受託会社により招集された場合は、)放棄されるものとし、または、(受託会社により別途招集された場合は、)7日間延期され、同一時間および同一場所において開催されるものとし、かかる延期された総会の定足数は、受益者1名とします。
7. 受託会社が特定またはすべての受益者総会のために受益者がこの制度を利用できるよう取り計らうことを希望する場合、受益者は、かかる総会に参加しているすべての者が互いの発言を聞くことができるよう電話または類似の通信手段により参加することができるものとし、かかる参加により本人が総会に出席したものとみなされます。
8. 受託会社により書面で指名された者は、すべての受益者総会において議長を務めるものとします。かかる議長が存在しない場合、またはいずれかの総会において、総会の開始指定時間以後15分以内に議長が出席しない場合、またはかかる者が議長として行為することを希望しない場合、出席受益者は、その中の1名を当該総会の議長として選出するものとします。
9. 議長は、定足数が満たされている総会の同意を得て(また、総会により指示された場合)、総会を随時延期することができますが、延期総会においては、延期される前の総会において未解決となった議事以外の議事は審議されないものとします。総会が14日以上延期される場合は、延期総会に関し、当初の総会の場合と同様に通知されるものとします。上記の場合を除き、延期に関する通知または延期総会において審議される議事に関する通知を行う必要はありません。
10. 受益者総会においては、決議は投票(その方法は議長により指示されます。)により行われるものとし、投票の結果が総会の決議とみなされます。
11. 投票において賛成と反対が同数の場合、総会の議長は、決定票を投じる権限を有しません。
12. 募集用書類の条項により規定される場合を除き、すべての受益者総会において、各受益者は、自身が保有する受益証券1口当たり純資産価格(受益証券の基準通貨が米ドルでない場合は、受託

会社が米ドルに換算します。)の1米ドルについて1票を有するものとします。

13. 決議は、発行済み受益証券の純資産価額の過半数を保有する受益者の投票または書面の同意により採択されます。
14. 決議のために受益者の受益証券1口当たり純資産価格を決定する場合、受益証券の1口当たり純資産価格は、総会開催日の直前の評価日付で決定されます。
15. 票決において、投票は本人または代理人により行われます。
16. 代理人を任命する証書は、指名者もしくは書面で正式に授権されたその代理人の署名のある書面、または指名者が法人の場合は社印もしくは正式に授権された役員もしくは代理人の署名のある書面とします。代理人は、受益者である必要はありません。
17. 代理人を任命する証書は、通常の書式または受託会社が承認し得るその他の書式によるものとします。
18. すべての受益者総会に関するすべての決議および議事に関する議事録は、かかる目的で受託会社によりトラストの費用で提供される帳簿に正式に記載されるものとし、また、かかる議事録が総会の議長により署名されることになっている場合は、その記載事項に関する決定的な証拠となります。
19. 決議は、総会に出席したか否かを問わず、すべての受益者に対し拘束力を有するものとし、各受益者および受託会社は、信託証書に記載される条項に従うことを条件に、これに応じてかかる決議を実行する義務を負うものとします。
20. 以下の行為を承認または裁可するため、決議が要求されます。
 - () 受託会社の解任および後任受託会社の任命
 - () 管理会社の解任および後任管理会社の任命
 - () ファンドの現金以外の資産の受託会社による分配
 - () 特定の状況における信託証書の訂正または変更
 - () ファンドの準拠法の他の法域への移行

(八) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

平成22年6月末日現在、管理会社の払込済み資本金は575,000米ドル(約5,088万円)です。

管理会社の授權資本は平成19年4月16日に50,000米ドルから500,000米ドルに増額され、平成21年7月29日に500,000米ドルから600,000米ドルに増額されました。また、払込済み資本金は平成19年8月6日に1,000米ドルから500,000米ドルに増額され、平成21年8月3日に500,000米ドルから575,000米ドルに増額されました。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2010年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	5	306,406,401.30豪ドル
		1	12,790,820.15米ドル
ケイマン諸島	私募	1	99,047,051円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2008年1月1日から2008年12月31日までおよび2009年1月1日から2009年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第129条第5項但書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるKPMGから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2010年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=88.48円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

包括利益計算書

2009年12月31日終了事業年度

（米ドルで表示）

	注記	2009年度		2008年度	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益	4	25,000	2,212	15,000	1,327
その他収益	5	3,567	316	788	70
その他営業費用		(3,315)	(293)	(3,226)	(285)
営業利益		25,252	2,234	12,562	1,111
財務費用		(930)	(82)	-	-
税引前利益		24,322	2,152	12,562	1,111
法人税等	6	-	-	-	-
当期純利益および包括利益		24,322	2,152	12,562	1,111

添付の注記は本財務諸表の一部をなすものである。

貸借対照表

2009年12月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	2009年度		2008年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
現金および現金同等物	7	572,235	50,631	494,601	43,762
関連会社に対する債権	8	25,000	2,212	-	-
直接持株会社に対する債権	9	1,000	88	1,000	88
流動資産合計		598,235	52,932	495,601	43,851
流動負債					
その他負債		3,314	293	3,226	285
直接持株会社に対する債務	9	3,224	285	-	-
流動負債合計		6,538	578	3,226	285
純資産		591,697	52,353	492,375	43,565
資本金および準備金					
株主資本	10	575,000	50,876	500,000	44,240
利益剰余金（累積損失）		16,697	1,477	(7,625)	(675)
		591,697	52,353	492,375	43,565

2010年6月24日、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
 (署名))
) 取締役
 (署名))
)

添付の注記は本財務諸表の一部をなすものである。

株主資本等変動計算書

2009年12月31日終了事業年度

（米ドルで表示）

	株主資本		利益剰余金（累積損失）		合計	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
2008年1月1日現在	500,000	44,240	(20,187)	(1,786)	479,813	42,454
当期包括利益	-	-	12,562	1,111	12,562	1,111
2008年12月31日および 2009年1月1日現在	500,000	44,240	(7,625)	(675)	492,375	43,565
発行株式	75,000	6,636	-	-	75,000	6,636
当期包括利益	-	-	24,322	2,152	24,322	2,152
2009年12月31日現在	575,000	50,876	16,697	1,477	591,697	52,353

添付の注記は本財務諸表の一部をなすものである。

キャッシュ・フロー計算書

2009年12月31日終了事業年度

（米ドルで表示）

	注記	2009年度		2008年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動					
税引前利益		24,322	2,152	12,562	1,111
調整：					
- 受取利息		(3,564)	(315)	(788)	(70)
運転資金変動前営業利益		20,758	1,837	11,774	1,042
関連会社に対する債権の（増加）／減少		(25,000)	(2,212)	10,000	885
直接持株会社に対する債権の減少		-	-	499,000	44,152
その他負債の増加		88	8	3,226	285
直接持株会社に対する債務の増加／（減少）		3,224	285	(30,187)	(2,671)
営業活動（に使用した）／から生じた現金		(930)	(82)	493,813	43,693
投資活動					
受取利息		3,564	315	788	70
投資活動により生じた現金		3,564	315	788	70
財務活動					
新株発行による収入	10	75,000	6,636	-	-
財務活動により生じた現金		75,000	6,636	-	-
現金および現金同等物の純増加額		77,634	6,869	494,601	43,762
現金および現金同等物の1月1日現在残高		494,601	43,762	-	-
現金および現金同等物の12月31日現在残高		572,235	50,631	494,601	43,762

添付の注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財務諸表に対する注記

（米ドルで表示）

1 主たる事業および登録事業所

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 K Y 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、私書箱309、エム・アンド・シー・コーポレート・サービス・リミテッド内（c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

2 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準（以下、「I F R S」という。）に準拠して作成されている。I F R Sは、該当する個々の財務報告基準、国際会計基準（以下、「I A S」という。）および国際会計基準審議会（以下、「I A S B」という。）が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

I F R Sに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 減損

当社の資産の帳簿価額は、減損の兆候の有無を判断するために各貸借対照表日に見直される。減損の兆候がある場合は、各貸借対照表日に資産の回収可能額が見積られる。資産の帳簿価額が回収可能額を上回っている場合は、常に減損が認識される。減損は損益計算書に認識される。

(d) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は貸借対照表日の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および手元現金である。現金同等物とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

2 重要な会計方針(続き)

(f) 引当金

引当金は、当社が過去の事象の結果としての法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確定時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

(g) 収益の認識

投資管理サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

(h) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(i) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

- () 当事者が1ないし複数の仲介者をとおして直接的または間接的に当社を支配する能力、あるいは財政上および運営上の方針決定に際して当社に重要な影響力を行使する能力を有している、または当社を共同支配している。
- () 当社および当事者が共通の支配下にある。
- () 当事者が当社の関連会社または当社が共同出資者となるジョイント・ベンチャーである。
- () 当事者が当社または当社の親会社経営幹部の一員または当該個人の近親者である、あるいはその支配下、共同支配下にある、または重要な影響を受ける企業である。
- () 当事者が上記()に記載される当事者の近親者である、あるいはその支配下、共同支配下にある、または重要な影響を受ける企業である。
- () 当事者が当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3 会計方針の変更

国際会計基準審議会(IASB)は、当会計期間より発効する国際財務報告基準(IFRS)の新しい解釈指針および改訂基準を公表している。このうち当社の財務諸表に関連する発展は、以下のとおりである。

- IAS第1号(2007年改訂)「財務諸表の表示」

これらの発展による影響は、以下のとおりである。

- IAS第1号(2007年改訂)の採用により、株主としての立場に基づく株主との取引自体から生じた当期純資産の変動に関する内訳は、すべてのその他収益・費用とは別に改訂後の所有者持分変動計算書(以前は株主資本等変動計算書と表記)に表示されている。すべてのその他収益・費用項目は、当期の損益の一部として認識された場合には損益計算書、または新しい主要財務諸表である包括利益計算書に表示される。新しい表示に合わせるため、比較目的の金額が修正再表示されている。これらの表示の変更による損益報告額、収益・費用合計額または表示期間の純資産への影響はない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち未だ発効していないものは当会計期間に適用していない(注記13を参照)。

4 収益

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、以下に示す投資管理報酬である。

	2009年度	2008年度
投資管理報酬	\$ 25,000	\$ 15,000

5 その他収益

	2009年度	2008年度
受取利息	\$ 3,564	\$ 788
その他	3	-
	\$ 3,567	\$ 788

6 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に法人税等は計上されていない。

7 現金および現金同等物

現金および現金同等物の内訳：

	2009年度	2008年度
無利息銀行預け金	\$ 514,372	\$ 488,539
利付銀行預け金	57,863	6,062
	\$ 572,235	\$ 494,601

8 関連会社に対する債権

関連会社に対する債権は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

9 直接持株会社に対する債権・債務

直接持株会社に対する債権・債務は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

10 株主資本

(a) 授權株式および発行済株式

	2009年度		2008年度	
	株数	金額	株数	金額
授權株式：				
1株当たり1ドルの普通株式	600,000	\$ 600,000	500,000	\$ 500,000
発行済全額払込済株式：				
1月1日現在	500,000	\$ 500,000	500,000	\$ 500,000
発行済株式	75,000	75,000	-	-
12月31日現在	575,000	\$ 575,000	500,000	\$ 500,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

11 財務リスク管理

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する当社の財務管理の方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2009年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

11 財務リスク管理（続き）

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2009年および2008年12月31日現在、認識された資産または負債の帳簿価額に係わる金利の変動による直接的で重大な影響はない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル（以下、「H K D」という。）建ての支払債務が生じる一部の取引により為替リスクにさらされている。

H K Dは米ドル（以下、「U S D」という。）に固定されているため、当社はU S DとH K D間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。また、ユーロにより生じる為替リスクは残高が僅少なため、重要ではないと思われる。

12 親会社および最終的な持株会社

2009年12月31日現在、取締役は、香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドを当社の直接の親会社とみなし、スイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーを当社の最終的な支配当事者とみなしている。

13 公表後、2009年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、I A S Bは、2009年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていない多くの改訂基準、新基準および解釈指針を公表している。

発効する会計期間の期首

2009年 I F R S への改善

2009年 7 月 1 日または2010年 1 月 1 日

当社は現在、これらの改訂基準、新基準および新解釈指針が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。現在までのところ、これらの採用により当社の経営成績および財政状態の修正再表示を行う可能性は低いと判断している。

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

Statement of comprehensive income
for the year ended 31 December 2009
(Expressed in United States dollars)

	Note	2009	2008
Turnover	4	\$ 25,000	\$ 15,000
Other revenue	5	3,567	788
Other operating expenses		<u>(3,315)</u>	<u>(3,226)</u>
Profit from operations		\$ 25,252	\$ 12,562
Finance costs		<u>(930)</u>	<u>-</u>
Profit before taxation		\$ 24,322	\$ 12,562
Taxation	6	<u>-</u>	<u>-</u>
Profit and total comprehensive income for the year		<u>\$ 24,322</u>	<u>\$ 12,562</u>

The notes on pages 7 to 13 form part of these financial statements.

Balance sheet as at 31 December 2009
(Expressed in United States dollars)

	Note	2009	2008
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	\$ 572,235	\$ 494,601
Amount due from fellow subsidiary	8	25,000	-
Amount due from the immediate holding company	9	1,000	1,000
		<u>572,235</u>	<u>495,601</u>
Total current assets		\$ 598,235	\$ 495,601
Current liabilities			
Other liabilities		\$ 3,314	\$ 3,226
Amount due to the immediate holding company	9	3,224	-
		<u>6,538</u>	<u>3,226</u>
Total current liabilities		\$ 6,538	\$ 3,226
		<u>6,538</u>	<u>3,226</u>
Net assets		\$ 591,697	\$ 492,375
		<u>591,697</u>	<u>492,375</u>
Capital and reserves			
Share capital	10	\$ 575,000	\$ 500,000
Retained profits/(accumulated losses)		16,697	(7,625)
		<u>591,697</u>	<u>492,375</u>
		<u>591,697</u>	<u>492,375</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 24 JUNE 2010

)
)
) Directors
)
)

The notes on pages 7 to 13 form part of these financial statements.

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2009
(Expressed in United States dollars)

	Share capital	(Accumulated losses)/ retained profits	Total
At 1 January 2008	\$ 500,000	\$ (20,187)	\$ 479,813
Total comprehensive income for the year	-	12,562	12,562
At 31 December 2008 and 1 January 2009	\$ 500,000	\$ (7,625)	\$ 492,375
Shares issued	75,000	-	75,000
Total comprehensive income for the year	-	24,322	24,322
At 31 December 2009	\$ 575,000	\$ 16,697	\$ 591,697

The notes on pages 7 to 13 form part of these financial statements.

Cash flow statement
for the year ended 31 December 2009
(Expressed in United States dollars)

	Note	2009	2008
Operating activities			
Profit before taxation		\$ 24,322	\$ 12,562
Adjustment for:			
- Interest income		<u>(3,564)</u>	<u>(788)</u>
Operating profit before changes in working capital		\$ 20,758	\$ 11,774
(Increase)/decrease in amount due from fellow subsidiary		(25,000)	10,000
Decrease in amount due from the immediate holding company		-	499,000
Increase in other liabilities		88	3,226
Increase/(decrease) in amount due to the immediate holding company		<u>3,224</u>	<u>(30,187)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		<u>\$ (930)</u>	<u>\$ 493,813</u>
Investing activities			
Interest received		<u>\$ 3,564</u>	<u>\$ 788</u>
Cash generated from investing activities		<u>\$ 3,564</u>	<u>\$ 788</u>
Financing activities			
Proceeds from new shares issued	10	<u>\$ 75,000</u>	<u>\$ -</u>
Cash generated from financing activities		<u>\$ 75,000</u>	<u>\$ -</u>
Net increase in cash and cash equivalents		\$ 77,634	\$ 494,601
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>494,601</u>	<u>-</u>
Cash and cash equivalents at 31 December		<u>\$ 572,235</u>	<u>\$ 494,601</u>

The notes on pages 7 to 13 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars)

1 Principal activities and registered office

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activity is the creation of trusts and the administration and management of assets in the trusts. The Company's registered office is c/o M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at each balance sheet date to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, the asset's recoverable amount is estimated at each balance sheet date. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount.

Impairment losses are recognised in the profit or loss.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the balance sheet date. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand. Cash equivalents are short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(f) Provisions

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

(g) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in the profit or loss when the investment management service is provided.

(h) Expenses

All expenses are recognised in the profit and loss on an accrual basis.

2 Significant accounting policies (continued)

(i) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (i) the party has the ability, directly or indirectly through one or more intermediaries, to control the Company or exercise significant influence over the Company in making financial and operating policy decisions, or has joint control over the Company;
- (ii) the Company and the party are subject to common control;
- (iii) the party is an associate of the Company or a joint venture in which the Company is a venturer;
- (iv) the party is a member of key management personnel of the Company or the Company's parent, or a close family member of such an individual, or is an entity under the control, joint control or significant influence of such individuals;
- (v) the party is a close family member of a party referred to in (i) or is an entity under the control, joint control or significant influence of such individuals; or
- (vi) the party is a post-employment benefit plan which is for the benefit of employees of the Company or of any entity that is a related party of the Company.

Close family members of an individual are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that individual in their dealings with the entity.

3 Changes in accounting policies

The IASB has issued the following new Interpretations and an amendment to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the company. Of these, the following development is relevant to the company's financial statements:

- IAS 1 (revised 2007), Presentation of financial statements

The impact of these developments is as follows:

- As a result of the adoption of IAS 1 (revised 2007), details of changes in equity during the period arising from transactions with equity shareholders in their capacity as such have been presented separately from all other income and expenses in a revised statement of changes in equity. All other items of income and expense are presented in the income statement, if they are recognised as part of profit or loss for the period, or otherwise in a new primary statement, the statement of comprehensive income. Corresponding amounts have been restated to conform to the new presentation. This change in presentation has no effect on reported profit or loss, total income and expense or net assets for any period presented.

The company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 13)

4 Turnover

The principal activity of the Company is the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Turnover represents investment management fee income as follows:

	2009	2008
Management fee income	\$ 25,000	\$ 15,000
	<u> </u>	<u> </u>

5 Other revenue

	2009	2008
Interest income	\$ 3,564	\$ 788
Others	3	-
	<u> </u>	<u> </u>
	\$ 3,567	\$ 788
	<u> </u>	<u> </u>

6 Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 18 January 2020. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise:

	2009	2008
Cash at bank (non-interest bearing)	\$ 514,372	\$ 488,539
Deposit with bank (interest bearing)	57,863	6,062
	<u> </u>	<u> </u>
	\$ 572,235	\$ 494,601
	<u> </u>	<u> </u>

8 Amounts due from fellow subsidiary

Amounts due from fellow subsidiary are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

9 Amount due from/to the immediate holding company

Amounts due from/to the immediate holding company are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

10 Share capital

(a) Authorised and issued share capital

	2009		2008	
	No. of shares	Amount	No. of shares	Amount
Authorised:				
Ordinary shares of \$1 each	600,000	\$ 600,000	500,000	\$ 500,000
Issued and fully paid:				
At 1 January	500,000	\$ 500,000	500,000	\$ 500,000
Shares issued	75,000	75,000	-	-
At 31 December	575,000	\$ 575,000	500,000	\$ 500,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

11 Financial risk management

Exposure to credit, liquidity, interest rate and currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the balance sheet after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2009, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2009 and 2008, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The company is exposed to currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars (" HKD ").

As the HKD is pegged to the United States dollar (" USD "), the company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant. Currency risk arising from Euros is also deemed to be insignificant for its immaterial balance.

12 Parent and ultimate holding company

At 31 December 2009, the directors consider the immediate parent of the Company to be Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company to be Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland.

13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2009

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2009 and which have not been adopted in these financial statements.

Effective for
accounting periods
beginning on or after

Improvements to IFRSs 2009

1 July 2009
or 1 January 2010

The company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new standards and new interpretations is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to result in a restatement of the company's results of operations and financial position.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社は、その他の事業活動に従事し、その他の集団投資スキームを含むトラスト以外の顧客の口座を運用することができます。その他の顧客に対する投資戦略は、管理会社または財務顧問会社を務めるトラストに対する投資戦略とは異なる場合があります。管理会社または財務顧問会社およびそれぞれの関連会社のいずれも、何らかの活動を控えることまたは当該活動から得た利益を返還することを要求されません。かかる活動には、ファンドの投資目的と類似するかまたは異なる目的の投資ビークルに対する運用会社または財務顧問としての活動を含みます。管理会社または財務顧問会社は、自らが必要かつ適切であるとみなすトラストおよびその業務に時間と労力を費やします。

トラストの特定の投資対象の売買が、当該トラストの管理会社または財務顧問会社の他の顧客の売買と当時または殆ど同時に行われた場合、かかる取引は実務上可能な限り、かかる管理会社または財務顧問会社がすべての当事者に対して公平であるとみなす方法により有効となります。かかる管理会社または財務顧問会社のその他の顧客のための投資対象の売買は、当該投資対象にかかる需要、供給または価格につき重大な悪影響を及ぼし、トラストの投資戦略の実行に影響を及ぼす可能性があります。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(「受託会社」、「管理事務代行会社」)
(BNY Fund Management (Cayman) Limited)

(イ) 資本金の額

平成22年6月末日現在の額は、60万米ドル(約5,309万円)です。

(ロ) 事業の内容

BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社兼管理事務代行会社です。同社は、1996年3月に設立され、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに完全所有されています。同社は、60万米ドルの資本を有し、トラストまたは会社型の115を超える投資信託に管理事務代行サービスを提供しています。受託会社は、ケイマン諸島銀行信託会社法(2009年改訂)に基づく信託業の免許を有し、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理事務代行業の免許を有し、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行業務を行っています。

- (2) クレディ・スイス銀行(「保管銀行」)(Credit Suisse AG)

(イ) 資本金の額

クレディ・スイス銀行の平成21年12月末日現在の資本金の額は、43億9,967万スイス・フラン(約3,595億円)です。

(注) スイス・フランの円貨換算は、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=81.71円)によります。以下同じです。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス銀行は、スイスの銀行であり、平成21年12月31日現在、約1兆100億スイス・フランの連結資産総額および約312億スイス・フランの連結株主資本総額を有する世界有数の銀行です。グローバル・インベストメント・バンキングの分野において、クレディ・スイス銀行は、金融アドバイザーおよび資本調達サービス、資本ならびに資産運用商品のユーザーとサプライヤーに対する販売および取引ならびにグローバルな機関投資家、会社、政府および個人富裕層の顧客に対してのサービスを提供しています。クレディ・スイス銀行は、1856年7月5日に設立され、1883年4月27日にチューリッヒ州の商業登記簿にスイス信用銀行(Schweizerische Kreditanstalt)の名称で存続期間を無期限として登録されました。(登録番号CH-020.3.923.549-1)クレディ・スイス銀行の名称は、平成8年12月11日にクレディ・スイス・ファースト・ボストンに変更になりました。平成17年5月13日に、スイスの銀行であるクレディ・スイス・ファースト・ボストンとクレディ・スイスが合併しました。クレディ・スイス・ファースト・ボストンが存続会社で、その名称をクレディ・スイスとして商業登記簿に登録されました。クレディ・スイス銀行はスイス法に基づき設立された株式会社です。クレディ・スイス銀行の本店はチューリッヒにあり、さらに、ロンドン、ニューヨーク、香港、シンガポールおよび東京に事務局および主要な支店を有しています。

クレディ・スイス銀行の議決権付株式の100%を保有しているクレディ・スイス・グループは、スイスに本拠を置くグローバルな金融サービス会社です。クレディ・スイス・グループの営業活動は、報告上3つのセグメントで構成されており、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキングおよびアセット・マネジメントです。

- (3) 東海東京証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

平成22年6月末日現在の額は、60億円です。

(ロ) 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいます。

(4) クレディ・スイス銀行ロンドン支店 (Credit Suisse AG, London Branch) (「元本確保提供会社」)

(イ) 資本金の額

クレディ・スイス銀行の平成21年12月末日現在の資本金の額は、43億9,967万スイス・フラン(約3,597億円)です。

(ロ) 事業の内容

(2)(ロ)参照

クレディ・スイス銀行のロンドン支店は、イングランド、ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクエアに所在しています。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International) (「財務顧問会社」、「計算代行会社」および「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

平成21年12月末日現在の払込済株式資本は、91億2,457万米ドル(約8,073億円)です。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナルは1985年会社法に基づきイングランドおよびウェールズで、有限会社(登録番号2500199)として設立されました。登記上の事務所および主たる営業所はE14 4QJロンドン、ワン・キャボット・スクエアに有します。同社は英国の銀行で2000年金融サービスおよびマーケット法に基づき金融サービス機構(「F S A」)によりEU信用機関としての規制を受けます。F S Aは発行会社が特定の規制された投資活動を行うことを認可する許可証を発行します。

クレディ・スイス・インターナショナルは1990年7月16日に営業を開始しました。その主たる業務は、金利、株式、外国為替、商品および預金に連動したデリバティブ商品の取扱いを含む銀行業務です。発行者の主な目的は、資金およびリスク・マネジメント・デリバティブ商品サービスを広範囲にわたって提供することです。発行者は、全種類のデリバティブ商品を提供することにより全世界的なデリバティブ市場において際立った存在となっており、顧客のニーズや基礎をなす市場の変化に応じて新しい商品を開発し続けています。

2【関係業務の概要】

(1) B N Yファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(BNY Fund Management (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、ファンドに対し、受託業務を提供します。管理事務代行会社としてファンドの管理事務全般を提供します。

(2) クレディ・スイス銀行 (Credit Suisse AG)

保管銀行として、保管業務を提供します。

(3) 東海東京証券株式会社

受益証券の販売に関して、販売会社および代行協会員として行為します。

(4) クレディ・スイス銀行ロンドン支店 (Credit Suisse AG, London Branch)

元本確保提供会社は、元本確保証書に基づき、元本確保を提供します。

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)

財務顧問・計算代行契約に基づき、財務顧問および計算代行会社としての業務を行います。また、報酬代行会社任命契約に基づき、報酬支払代行会社としての業務を行います。

3 【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2009年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,838であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF 2およびMF 2 A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー)が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

(e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2009年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2010年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2010年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有しなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する

受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取消しすることができる。

- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2010年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効

な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと。

- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること。
- (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
- (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2010年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめ
てしまっているという要件を満たした場合。

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMA
が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたもの
とみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法
(2009年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下
でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達
を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった人物、または

(d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権
者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為があ
る一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があ
るとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるた
め合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をする
こと。

(d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを
示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを
示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かか
る記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検
し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去ら
れた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は
罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄。

(c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したも

ので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M A が投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係(保護)法(2009年改訂)、犯罪収益に関する法律(2008年)または薬物濫用法(2009年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M A により免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M A は情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(1996年改訂)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でな

くなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確が誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2007年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2007年改訂)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2010年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法(2007年改訂)およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照: 第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(l)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日

本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - () 本規則、会社法（2010年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投

資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2009年改訂)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために

必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。

- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。

- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xx) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

平成22年1月25日 半期報告書（第1期中）

第5【その他】

該当事項ありません。

別紙
用語集

「代行協会員」	管理会社との契約により、日本において、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取次会社等に提出または送付する等の業務を行う、代行協会員としての地位を有する東海東京証券株式会社をいいます。
「日本における販売会社」	受益証券の販売会社として地位を有する東海東京証券株式会社をいいます。
「申込期間」	平成21年６月１日から同年６月19日までの期間をいいます。
「発行日」	平成21年６月23日または管理会社がその裁量で定めることができる日をいいます。
「満期償還日」	平成33年６月30日（当該日が営業日でない場合には翌営業日としますが、当該翌営業日が翌月となる場合には当該日の前営業日とします。）をいいます。ただし、本社債のすべてが当該営業日までに現金化されない場合、満期償還日は、受託会社の単独裁量により決定する、営業日であるその後の日まで延期されることがあります。
「申込書」	副管理事務代行会社に送付される受益証券の購入に関する申込書をいいます。
「営業日」	東京、ロンドン、シドニー、シンガポールおよびケイマンにおいて銀行が営業している日（土曜日と日曜日は除きます。）をいいます。
「国内営業日」	土曜日および日曜日を除く東京の銀行が営業している日をいいます。
「評価日」	平成21年７月（当該月を含みます。）以降平成33年５月（当該月を含みます。）までの各月の最終営業日、および／または管理会社がその単独の裁量で随時決定するその他の営業日、をいいます。
「買戻日」	平成21年８月（当該月を含みます。）から平成33年６月（当該月を含みます。）までの各月の15国内営業日目（土曜日および日曜日を除く国内の銀行が営業している日）をいいます。ただし、当該15国内営業日目から19国内営業日目までのいずれかの日（両端の日を含みます。）においてシドニーもしくはシンガポールの銀行休業日が予定されている場合、管理会社がその単独の裁量により決定できる当該15国内営業日目以前のいずれかの日とします。
「買戻し締切時間」	買戻日の前月の最終暦日の13国内営業日前の午後２時30分（東京時間）をいいます。
「純資産価額」	資産と負債の差額に相当し、ファンドの純資産額をいいます。
「１口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価額を適用される評価日現在の発行済受益証券口数で除した１口当たりの価格をいいます(豪ドル建て、１豪ドルセント未満を四捨五入)。
「買戻価格」	適用される買戻し手数料を買戻日の直前の評価日の１口当たり純資産価格から差し引いた額をいいます。
「買戻し手数料」	受益者が、買戻日において支払い、買戻し金額から差し引かれる金額をいいます。

「買戻請求書」	副管理事務代行会社に送付される受益証券の買戻しに関する請求書をいいます。
「本社債」または「パフォーマンス連動債」	本社債発行体により平成21年6月30日ころ発行される予定の、RPMファンドの実績に連動する社債をいいます。
「本社債発行体」	本社債の発行体であるクレディ・スイス銀行ロンドン支店をいいます。
「預託銀行」	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ブリュッセル支店)が預託銀行に任命されており、トラストの現金口座の管理を行います。
「トラスト」	アンブレラ・ファンドであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)をいいます。
「ファンド」	トラストのサブ・ファンドであるRPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド(償還時豪ドル建元本確保型)をいいます。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。
「受益者」	日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社に対して受益証券の保管を委託している日本の個人または法人の受益者をいいます。

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）株主への独立監査人の報告書

当監査法人は、3ページから12ページに添付するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2008年12月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した事業年度の損益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する取締役の責任

会社の取締役は、これらの財務諸表を、国際財務報告基準に準拠して作成し、正確かつ公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。本報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

当監査法人は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が関連する倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために会社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計原則の適切性および経営陣による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2008年12月31日現在の会社の財務状況ならびに同日に終了した事業年度の業績について、国際財務報告基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル、チャーター・ロード10、プリンスビルディング8階

（8th Floor, Prince's Building 10 Chater Road Central, Hong Kong）

2009年3月13日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the accompanying financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 12, which comprise the balance sheet as at 31 December 2008, and the income statement, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the Company are responsible for the preparation and the true and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2008, and of its financial performance for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

KPMG
Certified Public Accountants
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

13 MAR 2009

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

受託会社および受益証券保有者への独立監査人の報告書

当監査法人は、ここに添付する、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下、「マスター・トラスト」という)のサブ・トラストであるRPMマネージド・フューチャーズ連動ファンド (償還時豪ドル建元本確保型) (以下、「トラスト」という)の2010年2月28日現在の貸借対照表および投資有価証券明細表等、ならびに2009年5月13日(設立日)から2010年2月28日までの会計年度における損益計算書、純資産額変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する運営者の責任

運営者は、これらの財務諸表を、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成し、公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が関連する倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために会社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計原則の適切性および運営者による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

意見

当監査法人の意見では、財務諸表はすべての重要な点において、2010年2月28日現在のトラストの財務状況ならびに2009年5月13日(設立日)から2010年2月28日までの会計年度における業績およびキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して適正に表示している。

ケーピーエムジー ケイマン諸島

2010年6月9日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee and Unitholders

We have audited the accompanying financial statements of RPM Managed Futures Linked Fund II (Principal Protected on Maturity in AUD) (the "Trust"), a sub-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II (the "Master Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities and schedule of investments as at February 28, 2010, and the statement of operations, statement of changes in net assets and statement of cash flows for the period from May 13, 2009 (date of establishment) to February 28, 2010, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material aspects, the financial position of the Trust as at February 28, 2010, and its financial performance and its cash flows for the period from May 13, 2009 (date of establishment) to February 28, 2010 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America.

KPMG

June 9, 2010

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島に設立された有限会社）株主への独立監査人の報告書

当監査法人は、3ページから13ページに添付するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2009年12月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した事業年度の包括利益計算書、所有者持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、重要な会計方針の概要およびその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する取締役の責任

会社の取締役は、これらの財務諸表を、国際財務報告基準に準拠して作成し、正確かつ公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、監査に基づきこれらの財務諸表に関する意見を表明することにある。本報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

当監査法人は、国際監査基準に従い監査を実施した。当該基準は、当監査法人が関連する倫理規定に準拠し、財務諸表に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務諸表の金額および開示について監査の裏付けとなる証拠を得るための手続きの実施が含まれている。当該手続きは当監査法人の判断により選択され、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクの評価が含まれる。これらのリスク評価を行うに当たり、当監査法人は状況に応じた適切な監査手続きを策定するために会社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査には、採用された会計原則の適切性および経営陣による会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに全体としての財務諸表の表示を評価することが含まれている。

当監査法人は、意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2009年12月31日現在の会社の財務状況ならびに同日に終了した事業年度の業績について、国際財務報告基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャーター・ロード10

プリンスビルディング 8 階

（8th Floor, Prince's Building 10 Chater Road Central, Hong Kong）

2010年 6 月24日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

We have audited the accompanying financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 3 to 13, which comprise the balance sheet as at 31 December 2009, and the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the cash flow statement for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors of the Company are responsible for the preparation and the true and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatements, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. This report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting principles used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independent auditors' report to the shareholder of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2009, and of its financial performance for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

KPMG

Certified Public Accountants
8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

24 JUN 2010

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。